

上峰町子ども・子育て支援事業計画

平成27年3月

上 峰 町

目 次

第1章 計画の策定にあたって

- 1. 計画策定の背景と趣旨 ----- 1
- 2. 計画の位置づけ ----- 2
- 3. 計画の期間 ----- 2
- 4. 計画策定の方法 ----- 2

第2章 上峰町の子ども・子育て家庭を取り巻く現状

- 1. 人口構成等 ----- 3
- 2. 家族や地域の状況 ----- 8
- 3. 就労状況 ----- 14
- 4. 教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の現状 ----- 17
- 5. ニーズ調査からみた子育て家庭の状況 ----- 20
- 6. 上峰町次世代育成支援後期行動計画の評価 ----- 29

第3章 計画の基本的な考え方

- 1. 基本理念 ----- 31
- 2. 基本目標 ----- 31
- 3. 施策の展開 ----- 32

第4章 事業計画

- 1. 教育・保育提供区域の設定 ----- 47
- 2. 幼児期の学校教育・保育に係る見込みと確保の方策 ----- 49
- 3. 地域子ども・子育て支援事業の見込みと確保の方策 ----- 52
- 4. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供、推進体制の確保 ----- 58

第5章 計画の達成状況の点検及び評価

- 1. 推進体制 ----- 59
- 2. 計画の進捗管理 ----- 59

- 資 料 編 ----- 61

第1章 計画の策定にあたって

第 1 章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

わが国は、本格的な人口減少社会が到来し、急速な少子・高齢化社会へと変化する一方で、待機児童の問題や核家族化の進展、地域のつながりの希薄化が指摘され、教育・保育の安定的で質の高い保育サービスの確保や、多様な子育て支援サービスの充実に対する諸課題は、明確に顕在化してきています。

これらの課題に対し、国は仕事と子育ての両立支援など子どもを生み育てやすい環境作りに向けての検討を始め、平成 6 年（1994 年）には「エンゼルプラン」、平成 11 年（1999 年）には「新エンゼルプラン」を策定しました。また、平成 15 年（2003 年）には「次世代育成支援対策推進法」が制定され、家庭と事業者、行政が一体となって次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために、地方公共団体、一般事業主及び特定事業主に各々の行動計画の策定が義務付けられました。

しかしながら、依然として少子化は進行しており、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などから、多くの子育て家庭が子育ての孤立感と負担感を抱いているのが現状です。

現在、子ども・子育てに対する支援が質・量ともに不足していること、深刻な待機児童問題、仕事と子育ての両立支援の環境整備が不十分であることなどから、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指して、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法」が制定されました。

「子ども・子育て関連 3 法」の制定により、わが国の子ども・子育て支援は、平成 27 年 4 月から「子ども・子育て支援新制度」へ移行します。

これまで上峰町では、平成 17 年（2005 年）に「上峰町次世代育成支援行動計画」（前期計画）、平成 22 年（2010 年）に「上峰町次世代育成支援後期行動計画」（後期計画）を策定し、「家庭と地域ではぐくむ 親と子の笑顔あふれる子育てのまち かみみね」を基本理念として、子どもが健全に育ち、親が安心して子どもを生み育てることができるまちを目指して、子育て支援を行ってきました。

子どもを取り巻く環境等が大きく変化する中、新制度の実施に伴い、上峰町においては「上峰町次世代育成支援行動計画」を踏まえながら、平成 27 年度から平成 31 年度の 5 か年を計画期間とした「上峰町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2. 計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく、市町村事業計画として位置づけます。国より示された「子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画の基本指針」に基づき、計画的に取り組みを推進します。

本計画の策定にあたっては、「上峰まちづくりプラン（第 4 次総合計画）」や関連の分野別計画との整合、連携を図ります。

3. 計画の期間

「子ども・子育て支援法」では、自治体は平成 27 年度から 5 年を 1 期とした事業計画を定めるものとしています。本計画は、5 年ごとに策定するものとされていることから、平成 27 年度から平成 31 年度までを計画期間とします。

なお、計画期間中であっても、社会経済状況の変化や国の動向、住民のニーズなどを踏まえながら、必要に応じて計画の見直しを行います。

平成 22	23	24	25	26	27	28	29	30	31 年度
上峰町次世代育成支援後期行動計画									
					上峰町子ども・子育て支援事業計画				

4. 計画策定の方法

(1) 策定体制

本計画の策定にあたっては、「上峰町子ども・子育て会議」を設置し、子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項に規定する事項（子ども・子育て支援事業計画の内容や保育所等の施設の定員設定のあり方等）に関わる審議を経て作成しました。

(2) 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査の実施

子育て支援サービスの利用状況をはじめ、保護者の子ども・子育てに関する意向等を把握し、「上峰町子ども・子育て支援事業計画」の策定に資することを目的として、就学前児童及び小学校児童をもつ世帯を対象に「子ども・子育て支援事業計画策定に係るアンケート調査」を実施しました。

(3) 「上峰町子ども・子育て会議」の開催

本計画への子育て当事者等の意見を反映するとともに、本町における子ども・子育て支援施策を子ども及び子育て家庭の実情を踏まえた計画とするため、町民、事業主、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「上峰町子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について協議しました。

第2章 上峰町の子ども・子育て家庭を取り巻く現状

第2章 上峰町の子ども・子育て家庭を取り巻く現状

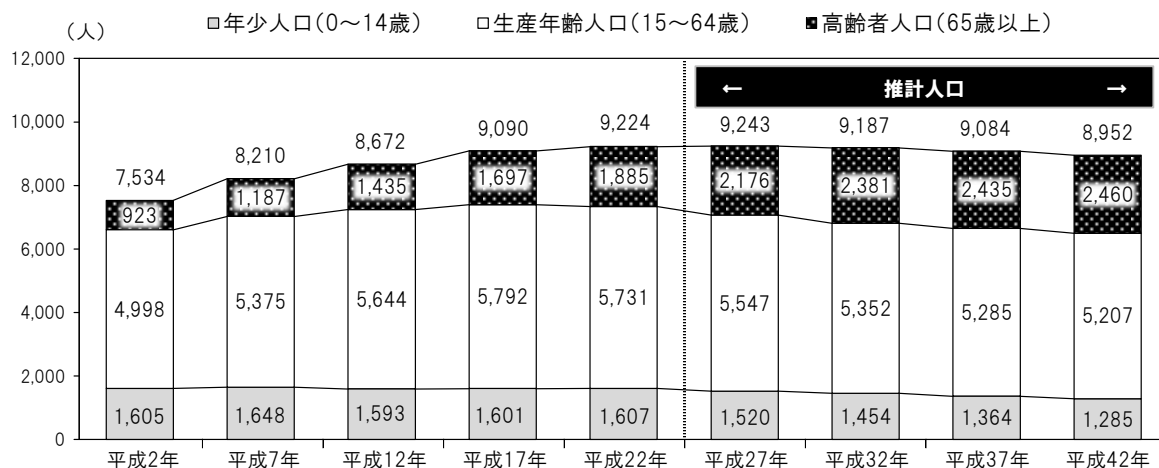
1. 人口構成等

(1) 総人口

平成2年から平成22年までの長期的な人口推移を国勢調査で見ると、平成2年以降、総人口は一貫して増加しています。平成22年と平成17年を比べると134人の増加となっています。

また、平成27年以降の人口を国立社会保障・人口問題研究所による推計値で見ると、人口は平成27年をピークとして減少に転じることが予測されています。

【総人口の推移】



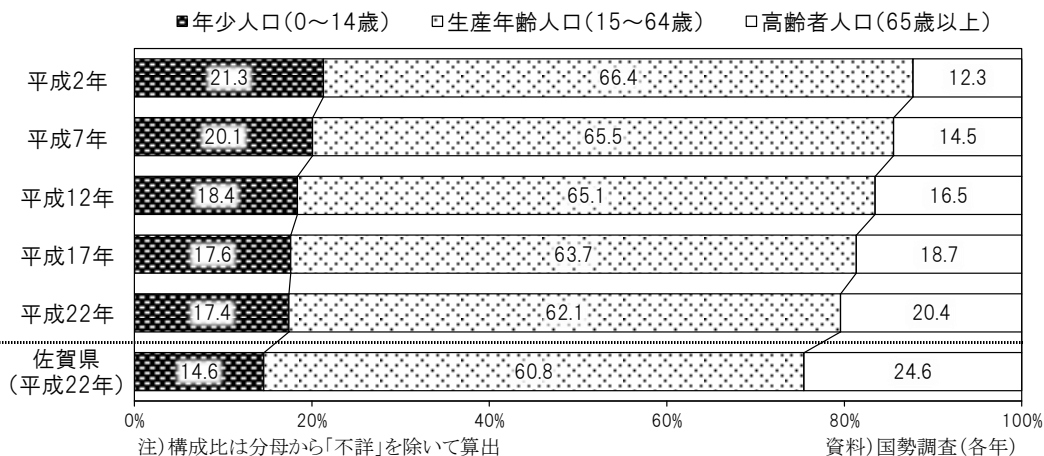
注) 計は年齢「不詳」を含む

資料) 「国勢調査(平成2年~平成22年)」、推計人口は、「日本の地域別将来推計人口(平成25(2013)年3月推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)

(2) 年齢3区分別人口構成比

本町の年齢3区分別人口構成比の推移をみると、高齢者人口(65歳以上)の割合は年々増加しています。一方、年少人口(0~14歳)の割合は減少傾向にあり、本町では少子化と高齢化が同時に進行していることがわかります。また、平成22年における3区分の割合を県と比較すると、年少人口は県を上回り、高齢者人口は県を下回っています。このことから、本町の少子化と高齢化は比較的ゆるやかに進行していることがわかります。

【年齢3区分別人口構成比の推移】



注) 構成比は分母から「不詳」を除いて算出

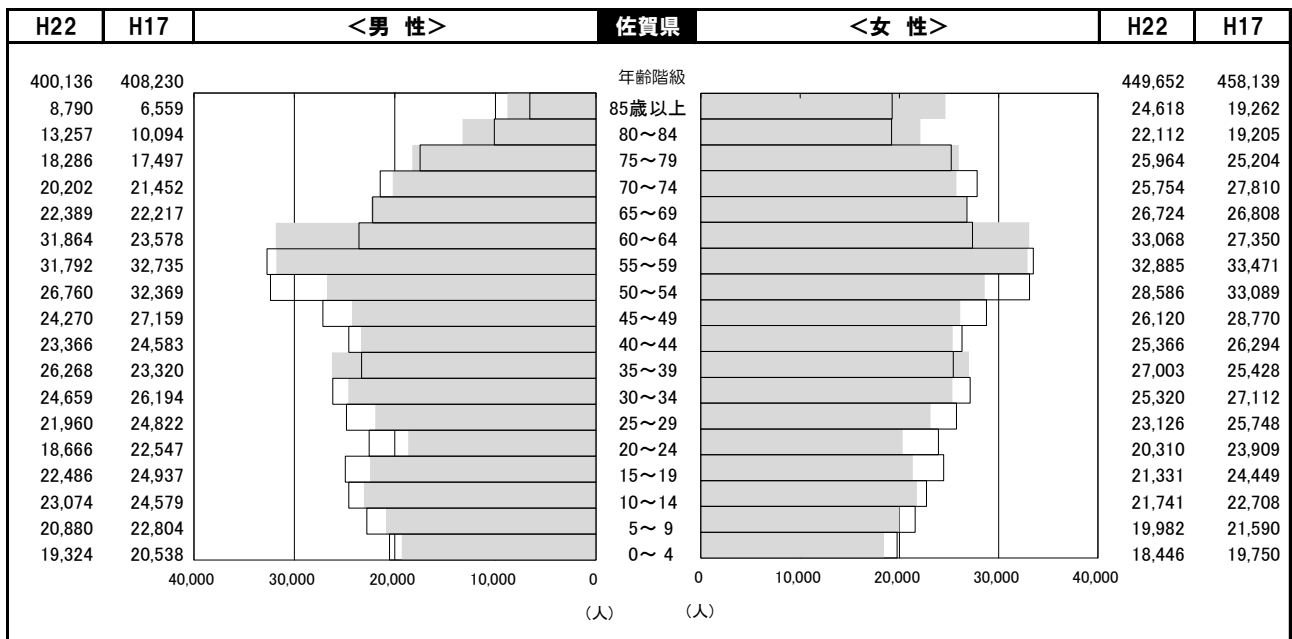
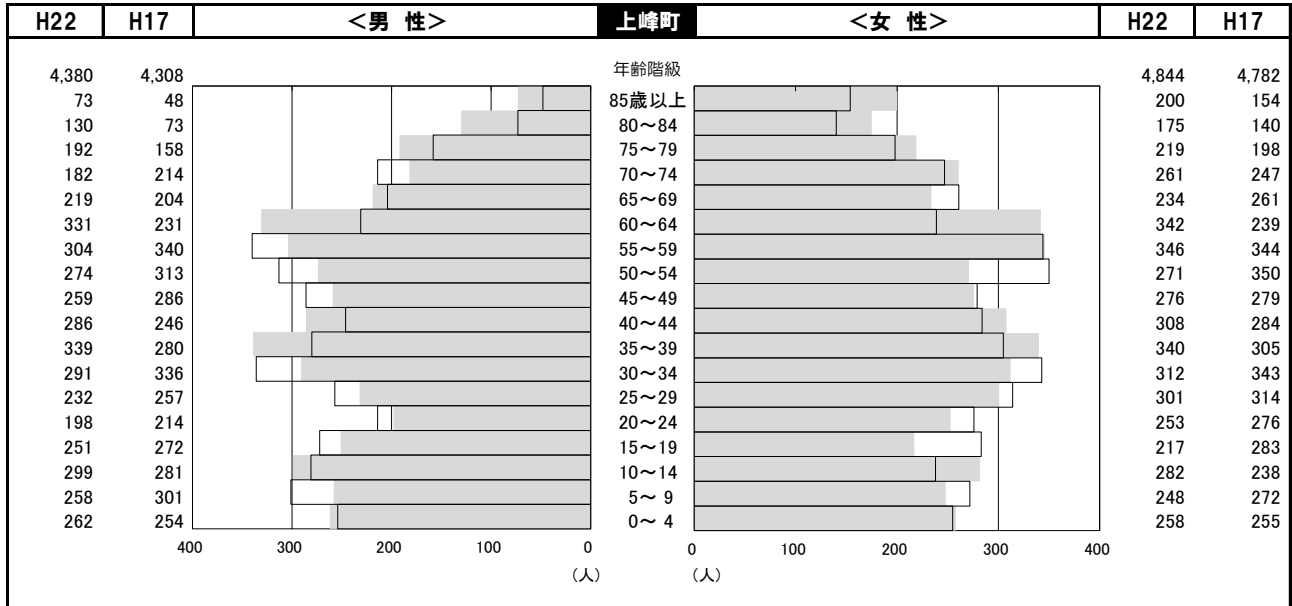
資料) 国勢調査(各年)

(3) 人口構造

平成 17、22 年の国勢調査による5歳階級人口構造の比較を行うと、この5年間で男女の人口が増加しているのは、0～4 歳、10～14 歳、35～44 歳、60～64 歳、75 歳以上の層です。

県と比べると、ピラミッドの形状は下部が大きく、30 代以下の人口が多いことがわかります。

【5 歳階級人口構造の推移】



注) 計は年齢「不詳」を含む

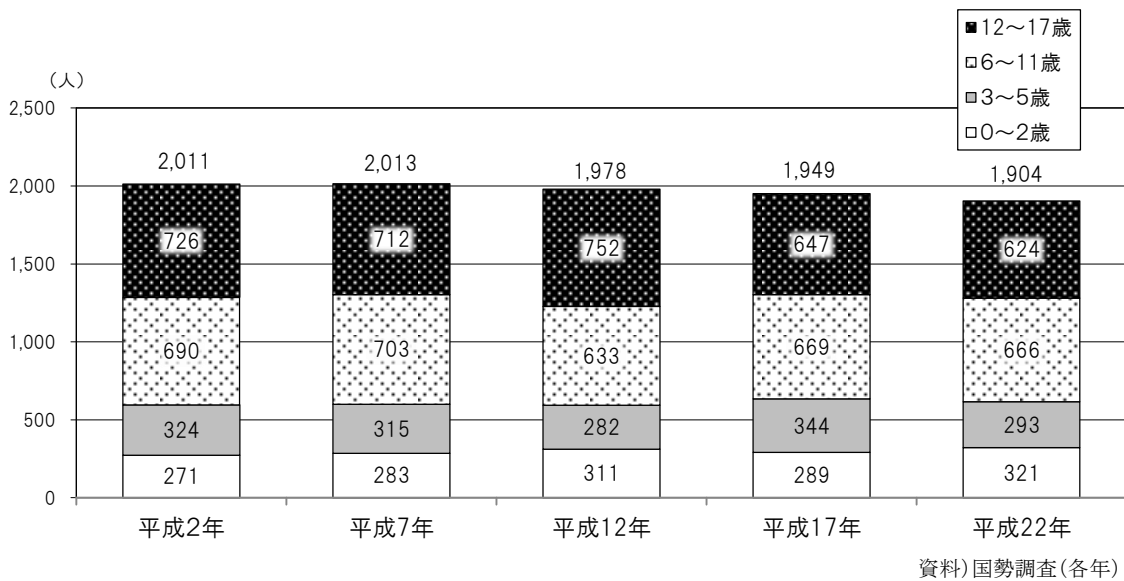
【凡例】 ■ 平成22年国勢調査 □ 平成17年国勢調査

(4) 児童人口

本町の児童人口（0～17歳人口）の推移をみると、ゆるやかな減少傾向にあります。平成22年は1,904人で、5年前に比べて45人減少しています。総人口が増加傾向にあることと対比的に、児童人口は縮小傾向となっています。

前年5年対比の増減率を平成22年でみると、0～2歳の層以外ではいずれもマイナスとなっており、特に3～5歳の層では-14.8%と、他の層と比べると大きな減少率となっています。

【児童人口の推移】



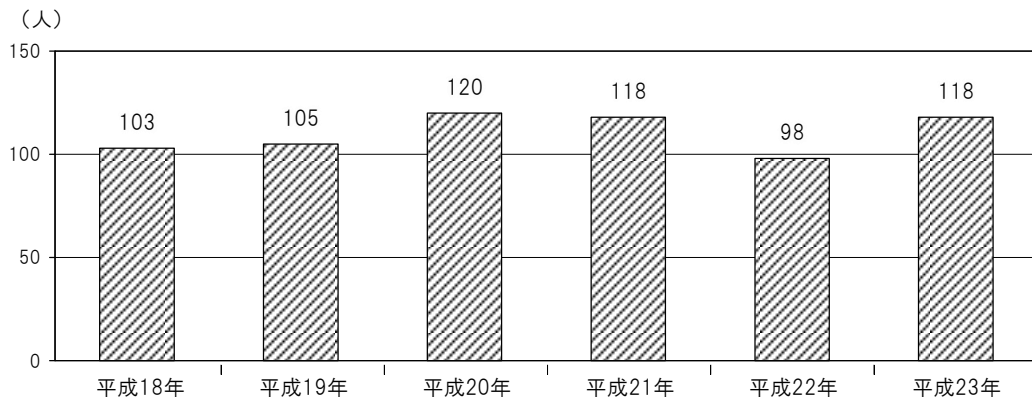
		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	佐賀県 (平成22年)
実数 (人)	0～2歳	271	283	311	289	321	22,461
	3～5歳	324	315	282	344	293	23,007
	6～11歳	690	703	633	669	666	50,664
	12～17歳	726	712	752	647	624	55,479
	計	2,011	2,013	1,978	1,949	1,904	151,611
増減率 (%) 前年5年対比	0～2歳	-	4.4	9.9	-7.1	11.1	
	3～5歳	-	-2.8	-10.5	22.0	-14.8	
	6～11歳	-	1.9	-10.0	5.7	-0.4	
	12～17歳	-	-1.9	5.6	-14.0	-3.6	
	計	-	0.1	-1.7	-1.5	-2.3	
構成比 (%)	0～2歳	13.5	14.1	15.7	14.8	16.9	14.8
	3～5歳	16.1	15.6	14.3	17.7	15.4	15.2
	6～11歳	34.3	34.9	32.0	34.3	35.0	33.4
	12～17歳	36.1	35.4	38.0	33.2	32.8	36.6
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(5) 出生の動向

出生数の推移をみると、増減を繰り返しながら100~120人程度を推移しています。平成23年の出生数は118人となっています。

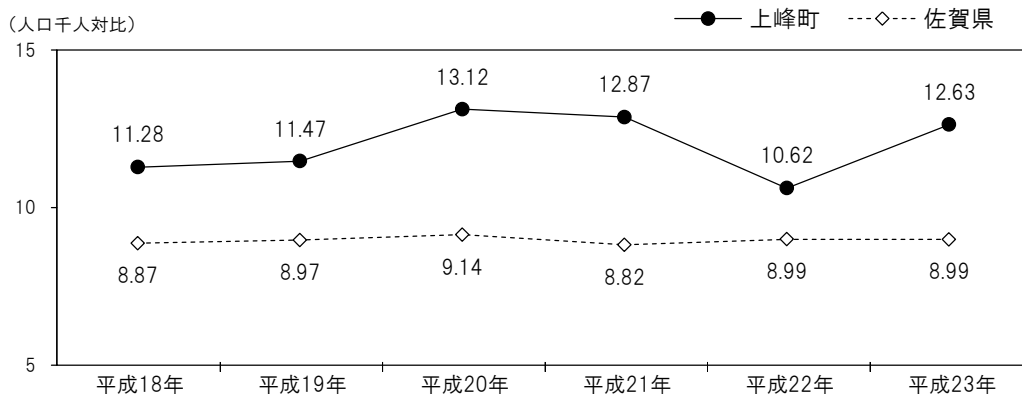
出生率の推移を県と比較すると、本町はいずれの年も県の値を上回って推移しています。

【出生数の推移】



資料)「人口動態統計」(県健康福祉本部医務課)

【出生率の推移】



資料)「人口動態統計」(県健康福祉本部医務課)、「県人口移動調査」(県統計調査課)、「国勢調査(平成22年)」

【出生数・出生率の推移】

		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
上峰町	出生数(人)	103	105	120	118	98	118
	出生率(人口千人対比)	11.28	11.47	13.12	12.87	10.62	12.63
	人口(人)	9,129	9,153	9,148	9,169	9,230	9,341
佐賀県	出生数(人)	7,647	7,703	7,819	7,518	7,640	7,613
	出生率(人口千人対比)	8.87	8.97	9.14	8.82	8.99	8.99
	人口(人)	862,547	859,205	855,676	852,825	849,709	846,922

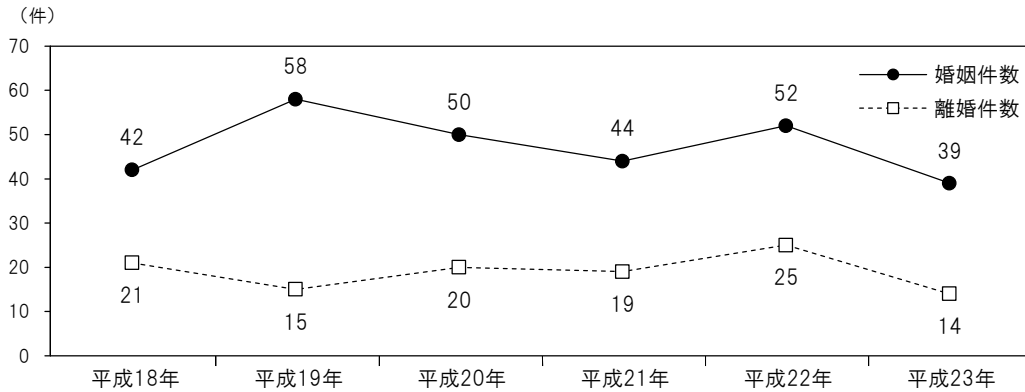
資料)「人口動態統計」(県健康福祉本部医務課)、「県人口移動調査」(県統計調査課)、「国勢調査(平成22年)」

(6) 婚姻の動向

① 婚姻件数、離婚件数

本町の婚姻件数、離婚件数の推移をみると、いずれも増減を繰り返しており、全体としては減少傾向にあります。なお、いずれの年も婚姻件数が離婚件数を上回っています。

【婚姻件数・離婚件数の推移】



資料)「人口動態統計」(県健康福祉本部医務課)

		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
上峰町	婚姻件数	42	58	50	44	52	39
	離婚件数	21	15	20	19	25	14
佐賀県	婚姻件数	4,270	4,213	4,210	4,139	4,210	4,015
	離婚件数	1,658	1,542	1,468	1,489	1,536	1,516

資料)「人口動態統計」(県健康福祉本部医務課)

② 未婚率

平成22年の15歳以上の未婚率をみると、男性は25.8%、女性は20.5%で、男性の方が高くなっています。年代別にみると、男性では25～29歳の約6割、30～34歳の約4割が、女性では25～29歳の約5割が未婚となっています。

県と比較すると、15歳以上総数では本町の未婚率は男女とも県の値を下回っています。年代別にみてもこの傾向はほぼ同様です。

【性別年代別未婚率(15～49歳)】

(単位:人、%)

	男性				女性			
	総数	未婚実数	未婚率	佐賀県未婚率	総数	未婚実数	未婚率	佐賀県未婚率
15歳以上総数	3,561	919	25.8	28.8	4,055	833	20.5	21.5
15～19歳	251	250	99.6	99.5	217	215	99.1	99.3
20～24歳	198	171	86.4	91.0	253	223	88.1	87.2
25～29歳	232	130	56.0	65.5	301	141	46.8	56.8
30～34歳	291	118	40.5	43.2	312	78	25.0	32.8
35～39歳	339	82	24.2	32.0	340	57	16.8	21.4
40～44歳	286	51	17.8	26.5	308	34	11.0	15.8
45～49歳	259	39	15.1	20.3	276	21	7.6	11.3

資料)国勢調査(平成22年)

2. 家族や地域の状況

(1) 人口動態

①自然増減、社会増減など

平成 20～24 年の人口動態の推移をみると、本町の人口は増加傾向にあります。社会増減の状況をみると、一定の傾向はみられず年によって変化しています。自然増減については各年とも出生数が死亡数を上回って推移しています。

【人口動態の推移】

(単位:人)

区分	人口増減	自然増減		社会増減		その他の増減	
		出生	死亡	転入	転出	増加	減少
平成20年	43	115	74	528	532	8	2
平成21年	-3	116	89	488	532	15	1
平成22年	51	117	71	474	469	9	9
平成23年	12	95	78	472	482	5	0
平成24年	105	122	99	551	470	7	6

資料:住民基本台帳人口要覧(各年)

②昼夜間人口比率

平成 22 年における昼夜間人口比率は 95.2%となっており、昼間は本町以外に通勤通学している人の方が多いことがわかります。

【昼夜間人口比率】

(単位:人)

区分	昼間人口 (人)	常住人口 (人)	昼夜間人口比 (%)
上峰町	8,785	9,224	95.2
佐賀県	851,631	849,788	100.2

資料:国勢調査(平成22年)

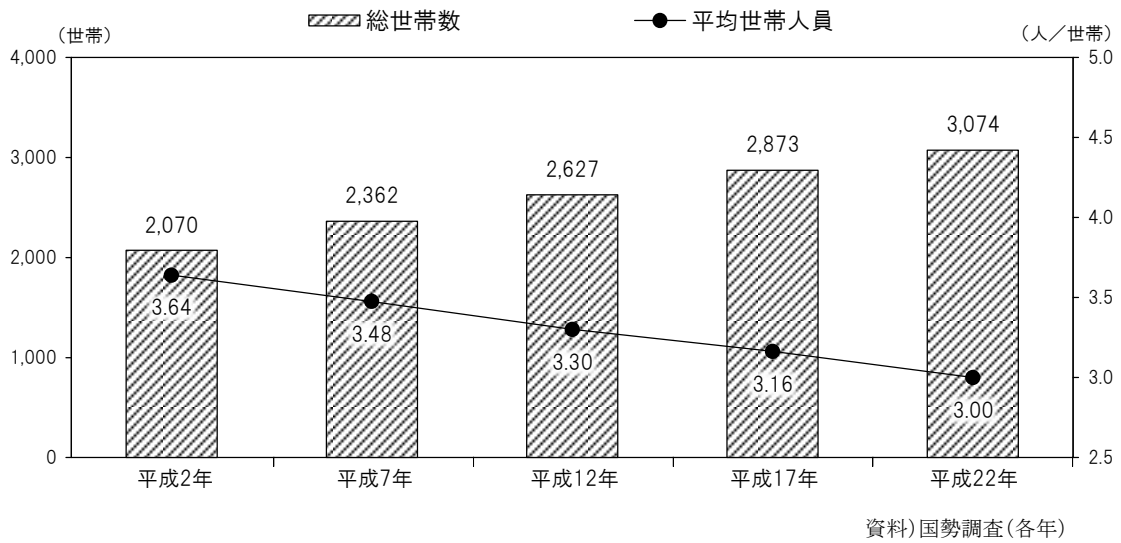
(2) 世帯の動向

① 総世帯数、平均世帯人員

平成2年から平成22年までの長期的な世帯数の推移をみると、平成2年以降一貫して増加を続けています。一方、平均世帯人員は年々減少しており、平成22年は3.00人/世帯となっています。

県と比較すると、平成22年の本町の平均世帯人員の値は県をわずかに上回っています。

【総世帯数、平均世帯人員の推移】



(単位: 世帯、人、人/世帯)

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	佐賀県 (平成22年)
総世帯数	2,070	2,362	2,627	2,873	3,074	295,038
人口	7,534	8,210	8,672	9,090	9,224	849,788
平均世帯人員	3.64	3.48	3.30	3.16	3.00	2.88

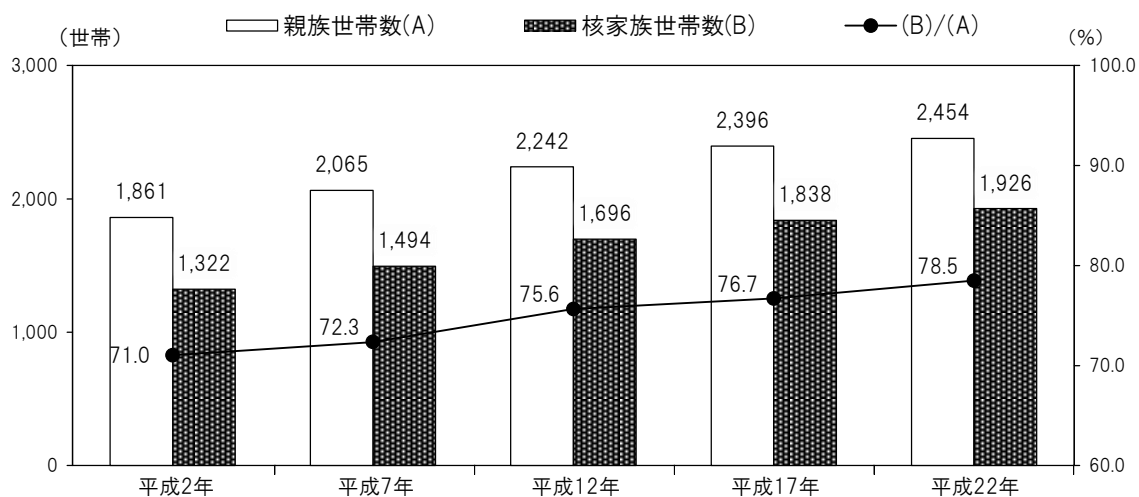
資料: 国勢調査(各年)

②世帯構成

世帯構成の推移をみると、親族世帯、核家族世帯とも平成2年以降増加傾向にあります。また、親族世帯に対する核家族世帯の割合の推移をみると、年々増加し続けており、平成22年は78.5%となっています。

平成22年の本町の核家族世帯の割合を県と比較すると、本町は県の割合を上回っています。

【核家族世帯の推移】



資料) 国勢調査(各年)

(単位: 世帯、%)

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	佐賀県 (平成22年)
親族世帯数(A)	1,861	2,065	2,242	2,396	2,454	219,282
核家族世帯数(B)	1,322	1,494	1,696	1,838	1,926	162,605
一般世帯数	2,062	2,361	2,626	2,858	3,067	294,120
(B)/(A)	71.0	72.3	75.6	76.7	78.5	74.2

資料: 国勢調査(各年)

※親族世帯: 2人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯。

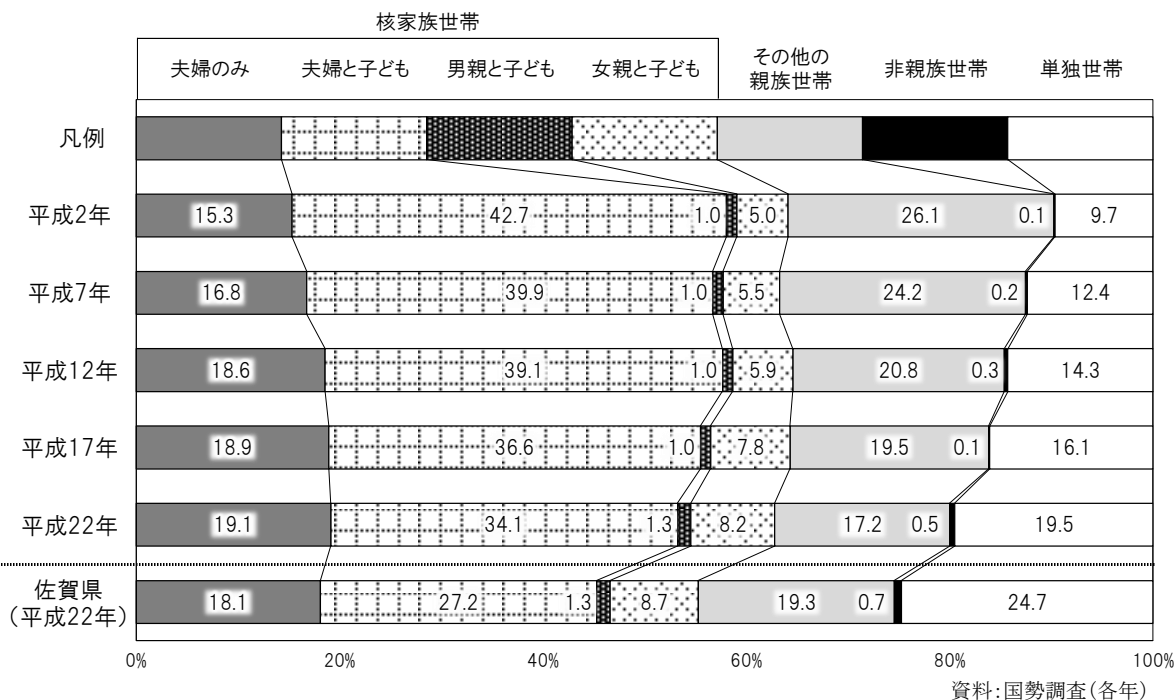
※核家族世帯: 夫婦のみの世帯、夫婦と子どもから成る世帯、男親と子どもから成る世帯、女親と子どもから成る世帯。

③家族構成

家族構成の推移をみると、核家族世帯の構成比は同程度で推移しているものの、「夫婦と子ども」世帯の減少が顕著です。

平成22年の「夫婦と子ども」世帯の割合を県と比較すると、本町は県を上回っています。

【家族構成の推移】



	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	佐賀県 (平成22年)
夫婦のみ	316	396	488	541	587	53,238
夫婦と子ども	881	943	1,026	1,045	1,046	79,963
男親と子ども	21	24	27	29	40	3,892
女親と子ども	104	131	155	223	253	25,512
その他の親族世帯	539	571	546	558	528	56,677
非親族世帯	2	4	9	3	15	2,023
単独世帯	199	292	375	459	598	72,779
一般世帯数計	2,062	2,361	2,626	2,858	3,067	294,120

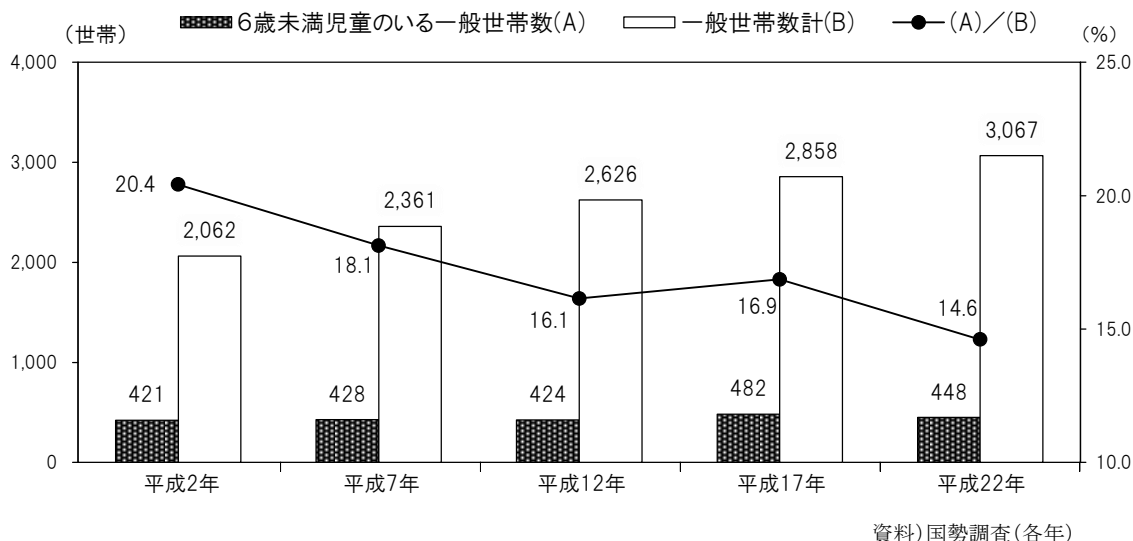
注) 計は世帯の家族類型「不詳」を含む。

資料: 国勢調査(各年)

6歳未満の児童のいる世帯数の推移をみると、増減を繰り返しながら400世帯台を推移しています。一般世帯に占める6歳未満の児童のいる世帯の割合は減少傾向にあります。

平成22年の一般世帯に占める6歳未満の児童のいる世帯の割合を県と比較すると、本町は県の値をやや上回っています。

【一般世帯における6歳未満の児童のいる世帯の推移】



(単位: 世帯、%)

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	佐賀県 (平成22年)
6歳未満児童のいる一般世帯数(A)	421	428	424	482	448	33,086
一般世帯数計(B)	2,062	2,361	2,626	2,858	3,067	294,120
(A)/(B)	20.4	18.1	16.1	16.9	14.6	11.2

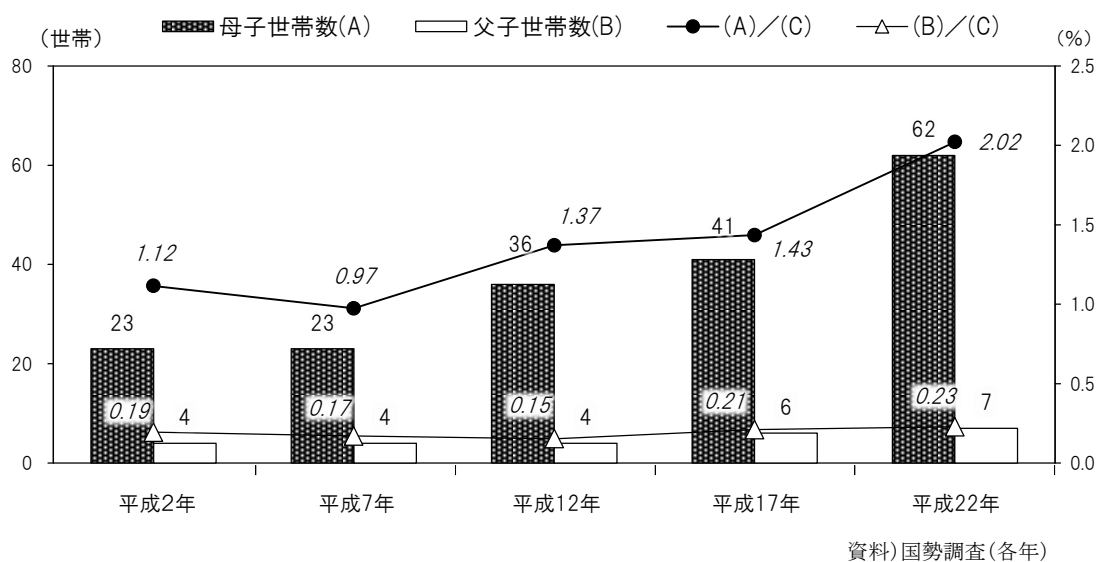
資料: 国勢調査(各年)

④ひとり親世帯

ひとり親世帯数の推移をみると、母子世帯、父子世帯とも増加傾向にあります。

平成22年の一般世帯に占める母子世帯・父子世帯の割合を県と比較すると、本町は県の値をいずれもやや上回っています。

【ひとり親世帯数の推移】



(単位: 世帯、%)

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	佐賀県 (平成22年)
母子世帯数(A)	23	23	36	41	62	5,480
父子世帯数(B)	4	4	4	6	7	517
一般世帯数計(C)	2,062	2,361	2,626	2,858	3,067	294,120
(A)/(C)	1.12	0.97	1.37	1.43	2.02	1.86
(B)/(C)	0.19	0.17	0.15	0.21	0.23	0.18

資料: 国勢調査(各年)

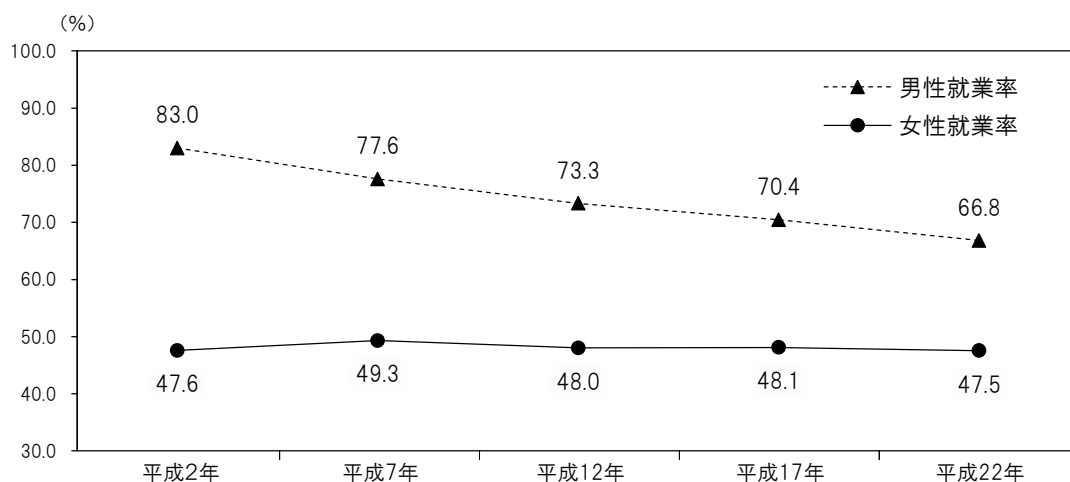
3. 就労状況

(1) 男女別就業率

男女別就業率の推移をみると、男性は減少傾向、女性は横ばいとなっています。

平成22年の就業率を県と比較すると、本町は男女ともほぼ県の値と同程度となっています。

【男女別就業率の推移】



資料) 国勢調査(各年)

(単位: %、人)

		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	佐賀県 (平成22年)
就業率	男性	83.0	77.6	73.3	70.4	66.8	66.4
	女性	47.6	49.3	48.0	48.1	47.5	48.1
就業者数	男性	2,319	2,417	2,465	2,446	2,380	222,437
	女性	1,488	1,700	1,785	1,932	1,928	186,840
15歳以上人口	男性	2,794	3,115	3,362	3,472	3,561	335,015
	女性	3,127	3,447	3,717	4,017	4,055	388,287

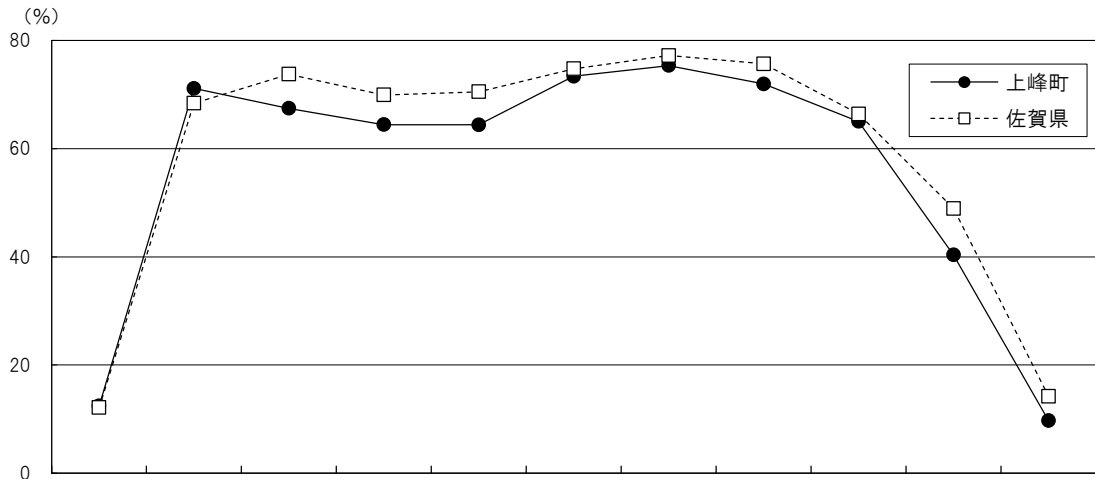
資料: 国勢調査(各年)

(2) 女性の年齢別就業率

平成 22 年における女性の年齢別就業率をみると、25～39 歳までの間で一旦就業率が低くなり、40 歳以降で再び高くなっていることがわかります。本町において女性就業率が最も高い年代は 45～49 歳で、75.4%となっています。

平成 22 年の女性の年齢別就業率を県と比較すると、全体的に県の値を下回っています。特に子育て世代の 25～39 歳の層では県の値をいずれも 5 ポイント程度下回っています。

【女性の年齢別就業率】



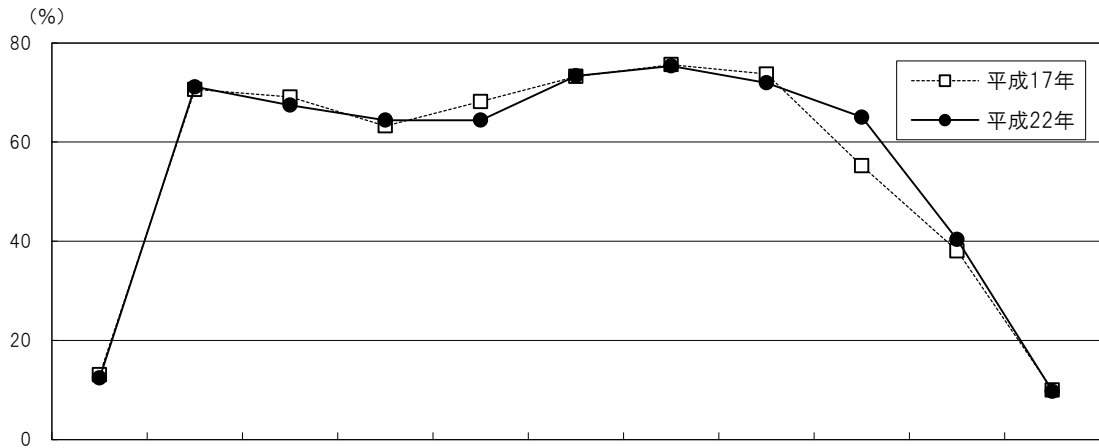
就業者数		15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
(人 数)	上峰町	27	180	203	201	219	226	208	195	225	138	106
	佐賀県	2,583	13,888	17,058	17,705	19,043	18,965	20,166	21,630	21,835	16,180	17,787
(構 成 %) 比	上峰町	12.4	71.1	67.4	64.4	64.4	73.4	75.4	72.0	65.0	40.4	9.7
	佐賀県	12.1	68.4	73.8	69.9	70.5	74.8	77.2	75.7	66.4	48.9	14.2

資料: 国勢調査(平成22年)

平成22年と平成17年の上峰町の女性の年齢別就業率を比較すると、全体的には大きな変化はないものの、55～59歳の層で10ポイント程度の増加がみられます。

また、平成2年からの長期的な変化をみると、25～34歳の層及び55～64歳の層で就業率が増加しています。

【女性の年齢別就業率の推移】



		15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
就業者数 (人)	平成2年	32	159	139	124	206	222	161	173	128	71	73
	平成7年	43	191	143	139	172	254	245	160	163	89	101
	平成12年	36	206	208	138	167	211	250	228	143	99	99
	平成17年	37	195	217	217	208	208	211	258	190	91	100
	平成22年	27	180	203	201	219	226	208	195	225	138	106
就業率 (%)	平成2年	11.0	72.6	59.9	49.6	64.6	72.8	71.2	68.4	50.6	33.0	12.9
	平成7年	14.8	73.2	60.1	52.9	64.4	73.8	74.5	68.1	62.2	34.6	14.4
	平成12年	12.5	72.5	67.3	51.7	62.1	73.5	73.5	66.3	61.1	38.4	11.8
	平成17年	13.1	70.7	69.1	63.3	68.2	73.2	75.6	73.7	55.2	38.1	10.0
	平成22年	12.4	71.1	67.4	64.4	64.4	73.4	75.4	72.0	65.0	40.4	9.7

資料:各年国勢調査

4. 教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の現状

(1) 教育・保育施設の状況

①利用児童数の推移

平成25年3月末における認可保育所入所児童数は239人、幼稚園入園児童数は198人となっており、保育所入所児童数、幼稚園入園児童数とも増加傾向にあります。同様に、就学前児童数も増加傾向にあります。

(単位:人)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
認可保育所	184	204	228	235	239
幼稚園	183	171	182	176	198
就学前児童数	618	635	633	656	661

※各年3月末現在

※町内在住者で町外の施設利用者を含む

②認可保育所の利用状況

平成25年3月末現在の認可保育所入所児童数は203人となっており、増加傾向にあります。定員は平成24年に30人増加しましたが、以後も受け入れ超過の状態が続いています。

		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
施設数	箇所	2	2	2	2	2
対象児童	人	0~5歳児				
定員	人	160	160	160	190	190
入所児童数	人	164	185	206	197	203

※各年3月末現在

※入所児童数に町外在住者は含んでいない

③幼稚園の利用状況

平成25年3月末の在園児数は165人となっており、増減を繰り返しつつ増加傾向にあります。定員に対して入園児数は各年とも8~9割程度を推移しています。

		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
施設数	箇所	1	1	1	1	1
対象児童	人	3~5歳児				
定員	人	180	180	180	180	180
在園児数	人	159	148	155	149	165

※各年3月末現在

※在園児数に町外在住者は含んでいない

(2) 地域子ども・子育て支援事業の状況

①時間外保育事業（延長保育事業）

現在、町内2箇所の保育所で事業を実施しています。実利用人数は60人台で推移し、延べ利用人数は増減を繰り返しつつ、やや減少傾向にあります。

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実利用人数	人	不明	65	61	65	66
延べ利用人数	人日	1,446	1,349	857	1,225	1,022

※各年度3月末現在

②一時預かり事業

現在、町内1箇所の幼稚園において事業を実施しています。延べ利用人数は6,000～7,000人日台で推移しています。

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実利用者数	人	117	105	123	115	120
延べ利用人数	人日	7,200	6,400	6,004	6,500	7,495

※各年度3月末現在

③放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

登録人数は60～80人台で推移しています。1～3年生中心、4～6年生中心の2クラスで事業を実施しています。

		平成21年	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
登録人数	人	74	82	66	80	71
定員	箇所	80	80	80	80	80

※各年度3月末現在

④妊婦健康診査等

妊婦、乳幼児健康診査については、以下の健診が実施されています。妊婦健診は対象者に補助券が配布されており、平成25年度の実績は対象者112人に対して、受診延べ人数は152人となっています。また、乳児一般健診、乳児一般歯科検診については、7か月健診を除いていずれも8～9割程度の受診率となっています。なお、7か月健診の受診率が低い理由としては病院の個別健診形式のためと考えられます。

			平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
妊婦健診	対象者数	人	125	124	108	107	112
	受診延べ人数	人	179	177	170	148	152

※各年度3月末現在

				平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
乳児 一般 健診	4か月健診	受診率	%	85.0	82.0	95.9	100.0	100.0
	7か月健診	受診率	%	62.5	58.7	57.7	81.0	60.6
	1歳6か月健診	受診率	%	98.3	93.5	95.6	98.1	97.6
	3歳児健診	受診率	%	94.9	84.3	94.8	98.0	97.2
乳児 一般 歯科 検診	1歳6か月健診	受診率	%	98.3	93.5	95.6	98.1	96.7
	3歳児健診	受診率	%	94.9	84.3	94.8	98.0	97.2

※各年度3月末現在

⑤乳幼児家庭全戸訪問事業

訪問人数は減少傾向にあります。

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
訪問人数	人	115	100	109	87	86

※各年度3月末現在

⑥養育支援訪問事業

延べ訪問件数は増加傾向にあります。

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
延べ訪問件数	件	5	6	6	7	16

※各年度3月末現在

5. ニーズ調査からみた子育て家庭の状況

(1) 調査の概要

- 調査の目的 : 本計画を策定するための基礎資料を得るため、「子ども・子育て支援事業計画策定に係るアンケート調査」を実施し、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望等の把握を行いました。

- 調査地域 : 上峰町全域

- 調査対象者 : 上峰町在住の「未就学児」の保護者（就学前児童調査）
上峰町在住の「小学生」の保護者（小学校児童調査）

- 抽出方法 : ①就学前児童調査
 - ・住民基本台帳から地域別に抽出。
 - ・抽出する際、地域と児童年齢が均等になるように予め割付を行った。
※ただし、2人以上の未就学児を持つ保護者に対しては、年長の未就学児が調査対象者となるように配慮した。②小学校児童調査
 - ・住民基本台帳から地域別に抽出。
 - ・抽出する際、地域と児童年齢が均等になるように予め割付を行った。
※ただし、2人以上の小学生を持つ保護者に対しては、年長の小学生が調査対象者となるように配慮した。

- 調査期間 : 平成26年1月19日～2月21日
- 調査方法 : 郵送配布・郵送回収

	配布数	有効回収数	回収率
就学前児童保護者調査	489人	297人	60.7%
小学校児童保護者調査	500人	374人	74.8%
合計	989人	671人	67.8%

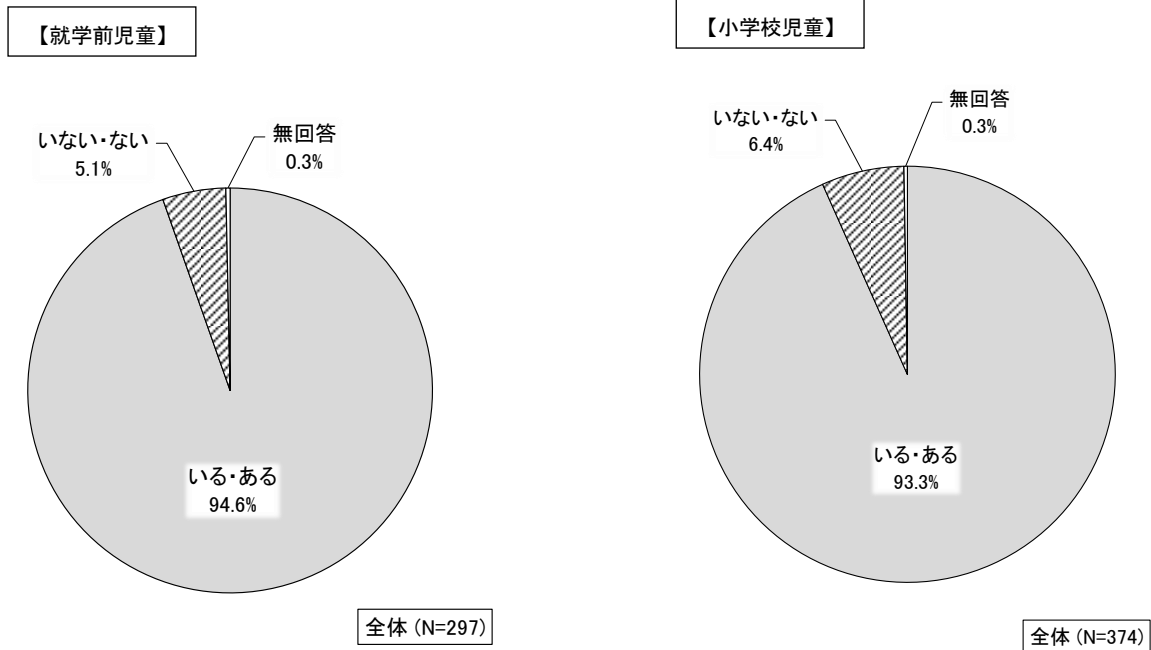
(2) 調査結果 (抜粋)

①子どもの育ちをめぐる環境

＜子育てに関する相談先の有無＞

子育てに関する相談先の有無について、「いる・ある」と回答した人は就学前児童保護者で 94.6%、小学校児童保護者は 93.3%となっており、大部分の保護者は相談先があることがわかります。

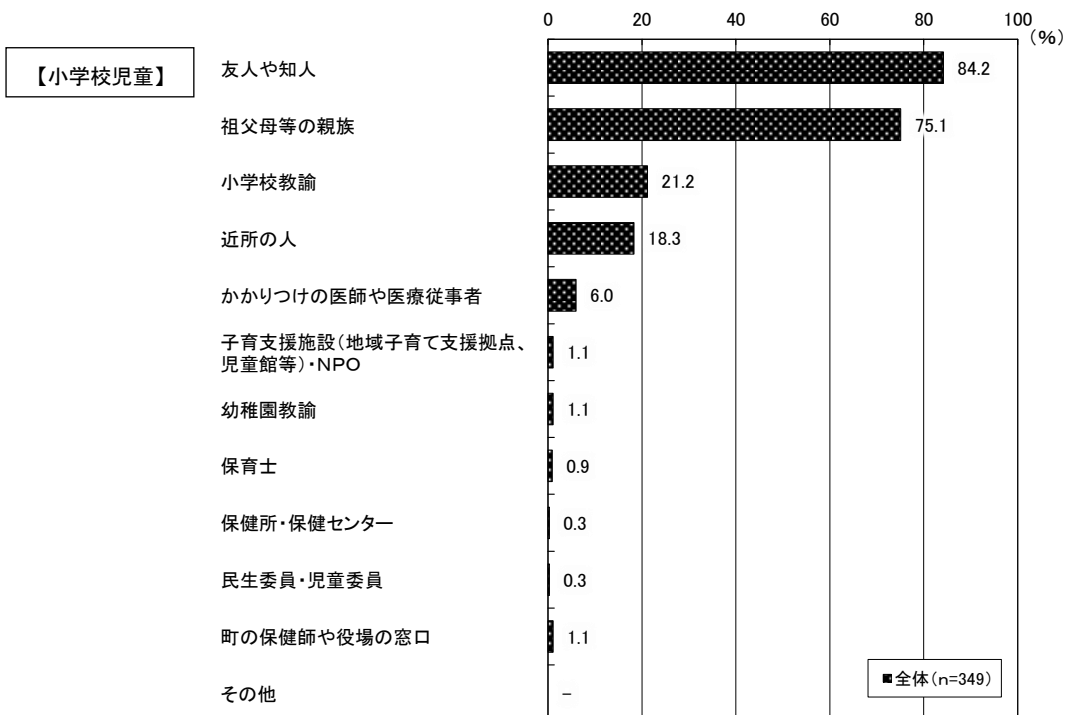
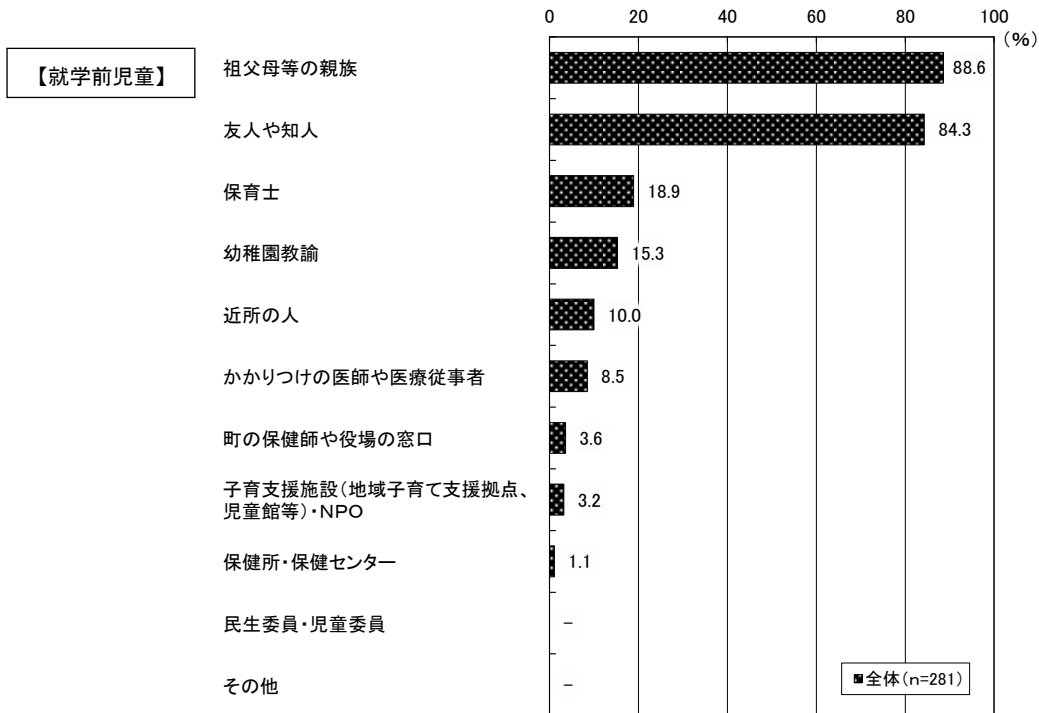
■子育ての相談先の有無■



<子育ての相談相手>

子育ての相談相手については、就学前児童保護者では「祖父母等の親族」(88.6%)、「友人や知人」(84.3%)が高い割合を占めています。小学校児童保護者でも、「友人や知人」(84.2%)、「祖父母等の親族」(75.1%)が多くなっており、この二者を主な相談相手としていることがうかがえます。子育て支援機関や行政機関等の相談窓口の割合はいずれも1割以下となっています。

■子育ての相談相手■

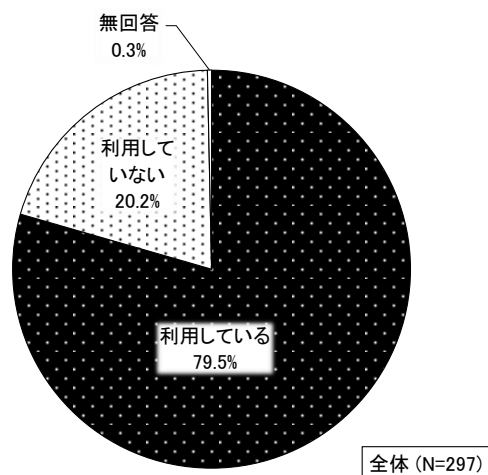


②平日の定期的な教育・保育事業の利用状況（就学前児童）

＜平日の定期的な教育・保育の事業の利用＞

平日に定期的な教育・保育の事業を利用している人は、79.5%となっています。

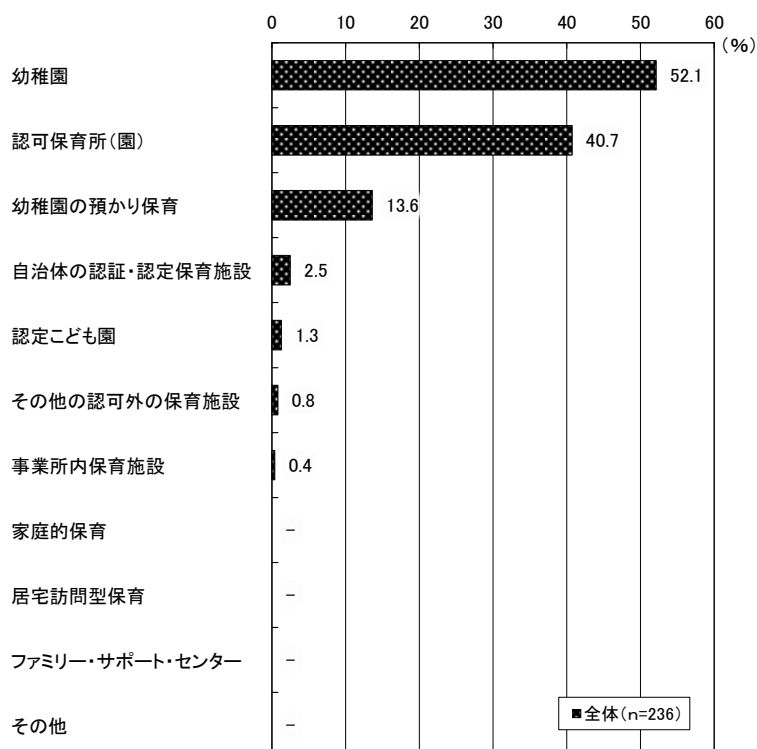
■ 平日の定期的な教育・保育の事業の利用状況 ■



＜平日に利用している教育・保育の事業内容＞

平日に利用している教育・保育の事業としては、「幼稚園」(52.1%)の割合が最も高く、次いで「認可保育所(園)」(40.7%)、「幼稚園の預かり保育」(13.6%)などの順となっています。

■ 平日に利用している教育・保育の事業内容 ■

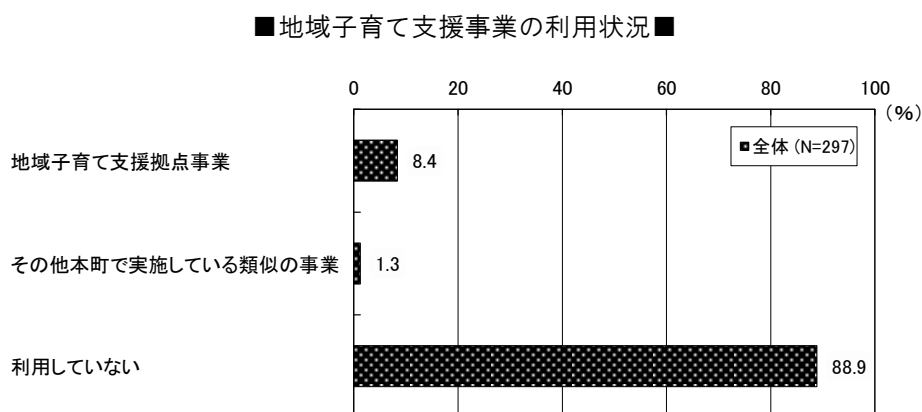


③地域子育て支援拠点事業の利用状況と利用意向（就学前児童）

＜地域子育て支援拠点事業の利用状況＞

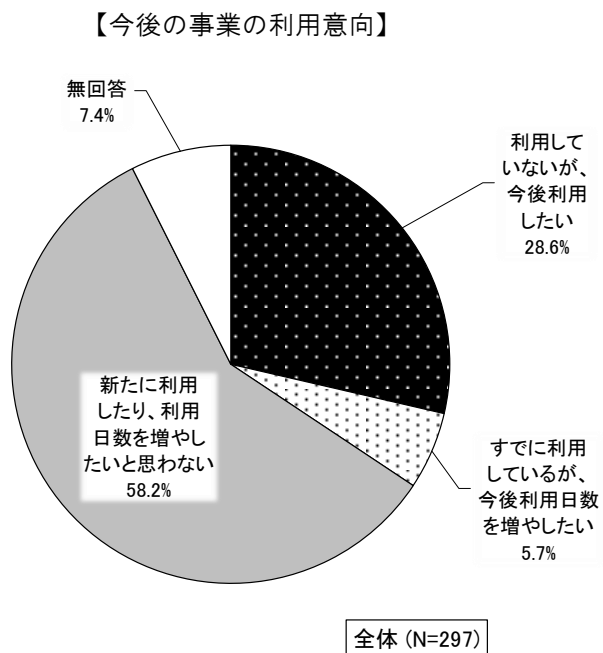
地域子育て支援拠点事業は、「利用していない」（88.9%）が大半を占めています。

利用状況としては、「地域子育て支援拠点事業」を利用している人が8.4%、「その他本町で実施している類似の事業」を利用している人が1.3%となっています。



＜今後の事業の利用意向＞

地域子育て支援拠点事業について今後の利用意向を尋ねたところ、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいと思わない」と回答した人が58.2%と過半数を占めています。「利用していないが、今後利用したい」と回答した新規利用意向者は28.6%となっています。



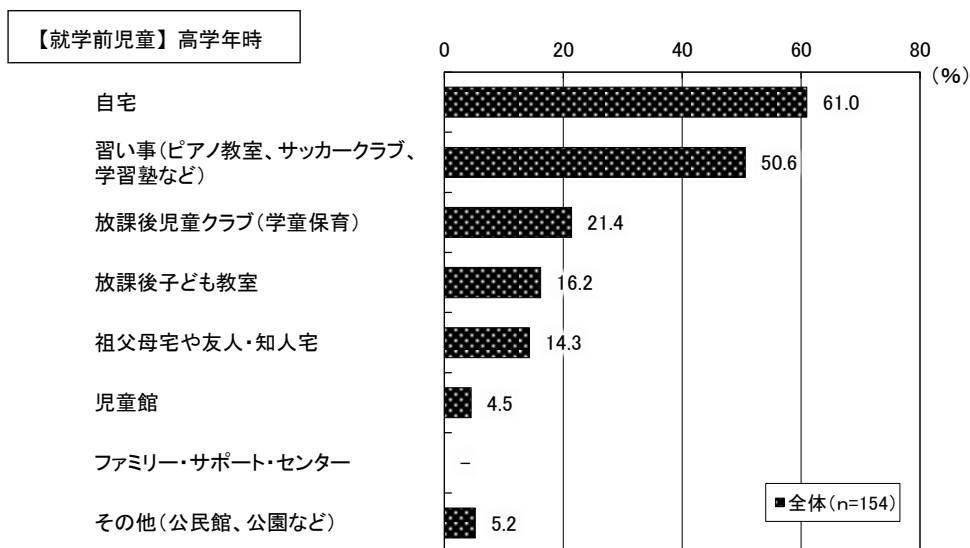
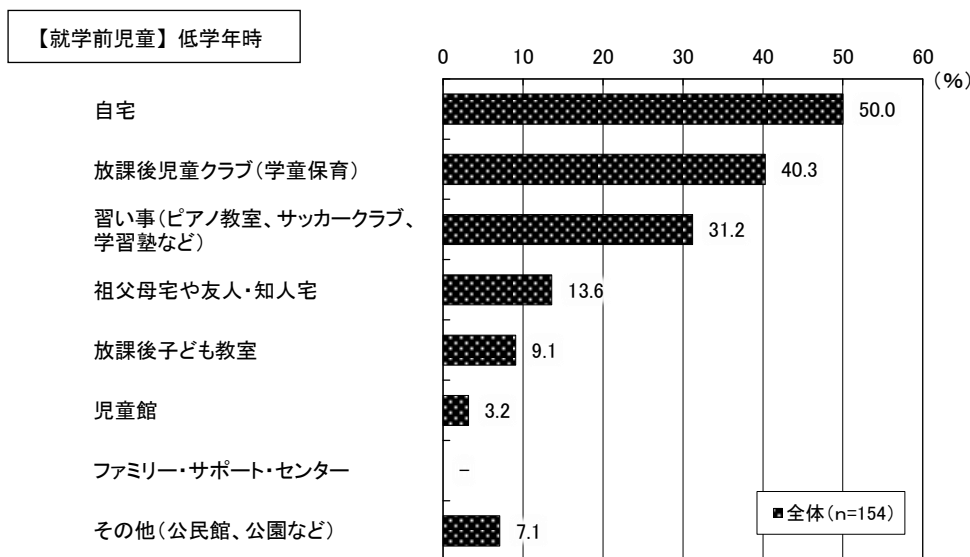
④小学校就学後の子どもの放課後の過ごし方

＜小学校就学後の子どもの放課後の過ごし方の意向＞

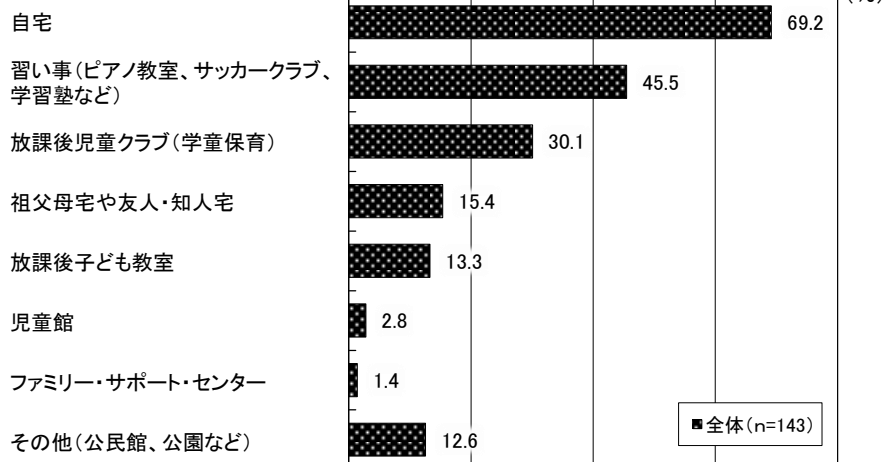
就学前児童保護者の小学校就学後の子どもの放課後の過ごし方の意向について、低学年時は「自宅」(50.0%)、「放課後児童クラブ(学童保育)」(40.3%)、「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」(31.2%)が多く、高学年時は「自宅」(61.0%)、「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」(50.6%)が多くなっています。

一方、小学校児童保護者は、低学年時では「自宅」(69.2%)、「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」(45.5%)、「放課後児童クラブ(学童保育)」(30.1%)が多く、高学年時では「自宅」(74.1%)、「習い事(ピアノ、サッカー、塾など)」(46.3%)が多くなっています。

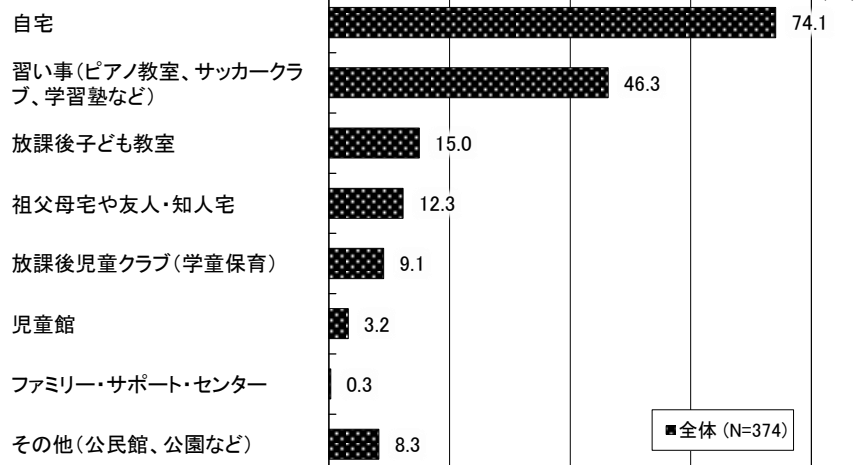
■放課後の過ごし方の意向■



【小学校児童】低学年時



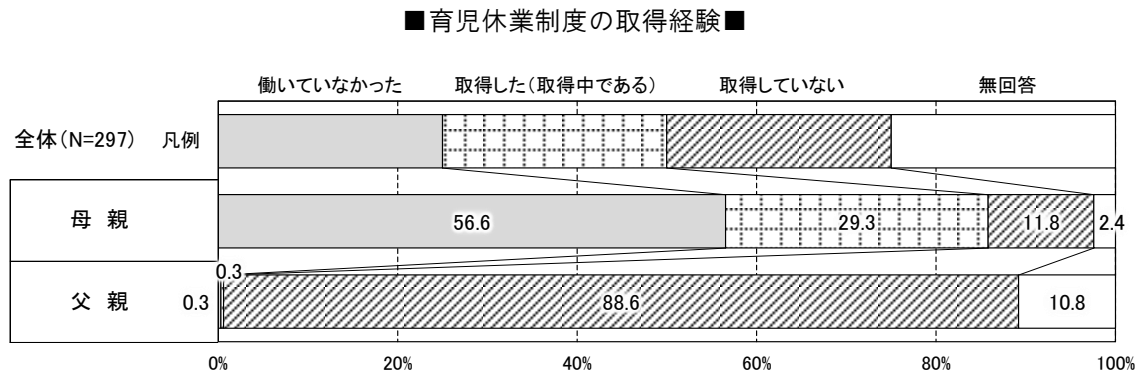
【小学校児童】高学年時



⑤ 育児休業制度の取得状況（就学前児童）

< 育児休業制度の取得経験 >

育児休業制度の取得について、母親は「働いていなかった」（56.6%）が最も多く、「取得した（取得中である）」（29.3%）、「取得していない」（11.8%）と続いています。父親は、88.6%が「取得していない」と回答しています。

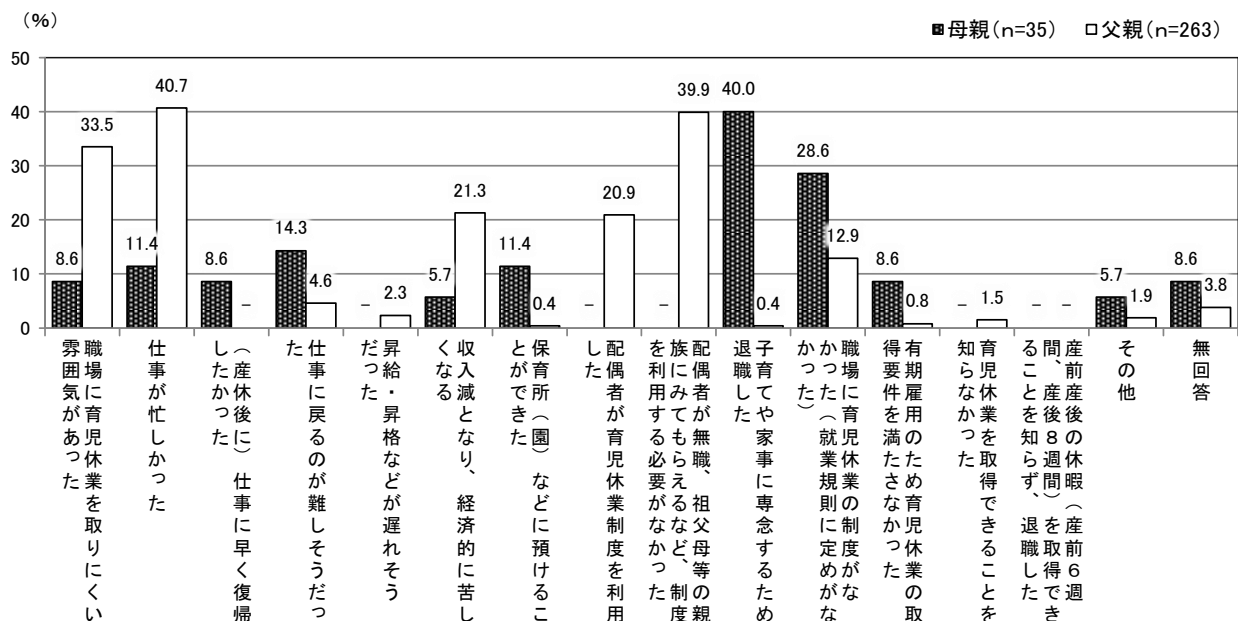


< 育児休業制度を取得していない理由 >

母親の育児休業制度を取得していない理由としては、「子育てや家事に専念するため退職した」（40.0%）が最も多く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」が28.6%となっています。

一方、父親は、「仕事が忙しかった」（40.7%）、「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」（39.9%）、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」（33.5%）、「収入減となり、経済的に苦しくなる」（21.3%）、「配偶者が育児休業制度を利用した」（20.9%）など、理由が多岐にわたっています。

■ 育児休業制度を取得していない理由 ■

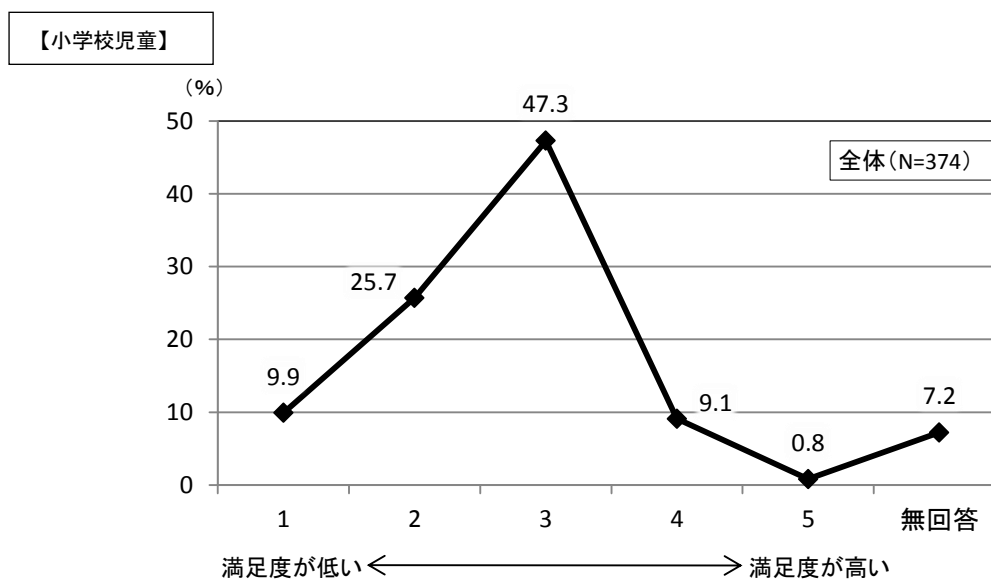
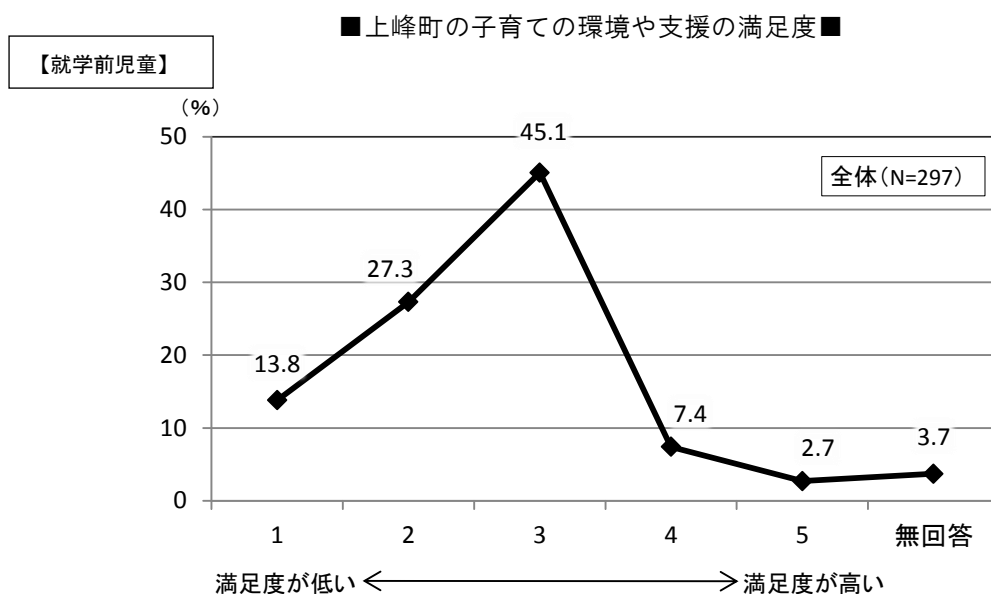


⑥上峰町の子育ての環境や支援の満足度

上峰町の子育ての環境や支援の満足度について、就学前児童保護者では「3」(45.1%)が最も多く、次いで「2」(27.3%)、「1」(13.8%)、「4」(7.4%)、「5」(2.7%)の順となっています。

小学校児童保護者も同様に、「3」(47.3%)が最も多く、次いで「2」(25.7%)、「1」(9.9%)、「4」(9.1%)、「5」(0.8%)の順となっています。

上峰町の子育て環境や支援の満足度について、就学前児童保護者と小学校児童保護者では、同程度の評価となっています。



6. 上峰町次世代育成支援後期行動計画の評価

評価にあたっては、後期計画に盛り込まれている目標事業量を評価しました。

評価ランクは、平成 26 年度の目標値に対する平成 25 年度の平均達成率を算出し、『A＝100%以上（目標を達成）』『B＝75%以上（概ね順調）』『C＝74%以下（順調ではない事業あり）』の3分類として評価しました。

■上峰町の教育・保育サービス・子育て支援サービス別の評価■

No.	事業名	単位	平成 21 年度 実績値	平成 26 年度 計画目標値	平成 26 年度 見込み	目標達成率 評価ランク
1	認可保育所(定員)	人	193 人	240 人	190 人	B
		箇所数	2箇所	2箇所	2箇所	
2	延長保育事業	人	75 人	85 人	66 人	B
		箇所数	2箇所	2箇所	2箇所	
3	放課後児童健全育成事業	人	61 人	70 人	71 人	A
		箇所数	1箇所	1箇所	1箇所	

第3章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

子ども・子育て支援については、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えが基本であることから、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準にすることが重要です。一方で、家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識のもと、父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識が求められます。

本町では、これまで次代を担う子どもが、健やかに生まれ、社会の一員としてその存在を尊重されながら、すくすくと元気に成長し、安全で安心して暮らせる社会を構築することを推進してきました。

本計画においても、本町の子ども・子育て支援をより一層推進するため、上峰町が目指すべき基本理念を次のように掲げます。

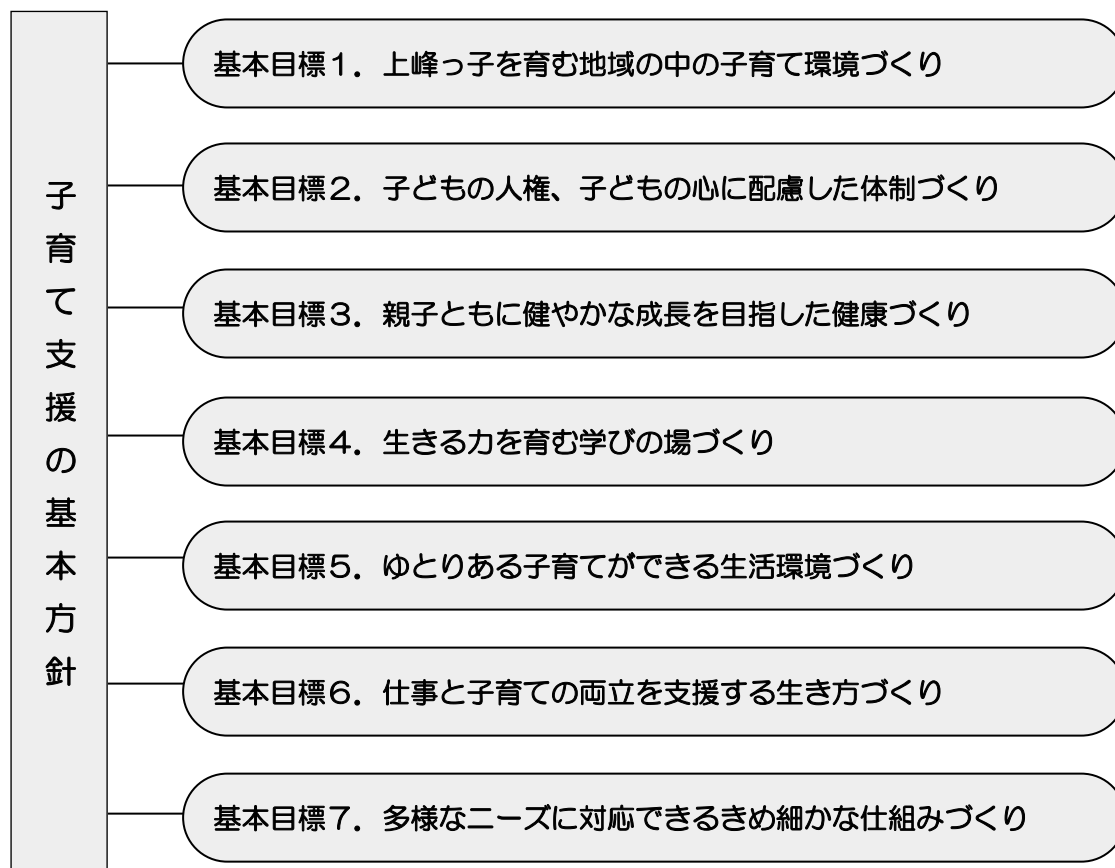
《基本理念》

家庭と地域ではぐくむ 親と子の笑顔あふれる子育てのまち かみみね

2. 基本目標

現在、子どもと子育てを取り巻く環境が大きく変化している中、まず「家族や親が子育てを担い」、そしてそれを「社会全体が支える」ことを実現することが課題となっています。

本計画においても、『上峰町次世代育成支援後期行動計画』の基本目標を継承しつつ、計画の推進を図ります。



3. 施策の展開

基本目標 1	上峰っ子を育む地域の中の子育て環境づくり
---------------	-----------------------------

【現状と課題】

子育て家庭が安心して充実した子育てを行うためには、地域における子育て支援のさらなる充実が必要となります。

そのため、子育て家庭のニーズを踏まえた保育サービスの充実を図るとともに、子育てをする親同士の交流の場や子育てに関する情報提供、地域の人材を活用した保育サービスなど、地域に密着した子育て支援を展開します。

【施策の方向性】

施策	内容と方向性	主な担当課	事業の方向性
①保育施設・運営給付事業の推進（通常保育事業）	働き方の多様化に伴い仕事と子育ての両立を支援する保育サービスの充実を図ります。いわゆる、保護者の就労などによって平日の日中に家庭で子どもの保育ができない場合、保育所等において子どもを保育します。	住民課	拡充
②延長保育事業の推進	延長保育事業は、通常保育を利用する家庭を対象に、通常保育時間帯を超えて保育を必要としている児童の保育を行う事業です。将来的には認可保育所での実施を目指します。	住民課	拡充
③放課後児童健全育成事業の推進（放課後児童クラブ）	放課後児童健全育成事業は、保護者が日中就労等のために家庭にいない小学生を、放課後等に学童保育で預かり、適切な遊びと学びの場を提供しています。 現在、町内には1か所配置されていますが、今後は預かり児童の増加に対応して、空き施設の有効利用や職員の増員等を進め、サービスの向上を図っていきます。	教育課	拡充
④子育て支援センターの機能の検討	現在、本町には子育て支援センターはなく、ひかり保育園が「かみみね子育て支援センター」として実施しています。今後は、上峰町独自の子育て支援センターの早期開設に向けた整備を検討します。	住民課	拡充
⑤子どもの居場所づくりの充実	本町では子どもの居場所づくりを実施していきます。特に、雨の日でも子どもの集まりやすい施設である「町民センター（すぱーく上峰）」で、スポーツや文化活動等を行い、子どもの遊び場、異年齢間の交流、地域住民との交流の場を提供します。	文化課	継続
	【具体的事業】		
	・さまーすくーる（小学生対象）	文化課	継続
	・おはなしの時間	文化課	継続
⑥児童遊園・公園の整備	児童公園など身近な公園については、子どもが安全に遊べる場所となるよう、風紀の保全に加え、あらゆる年齢の子どもが安全に遊べるように遊具の改修など整備に努めます。	住民課 企画課	継続

施 策	内容と方向性	主な担当課	事業の方向性
⑦子育てに関する 住民組織の育 成・支援	<p>子育てを担うのは家庭や学校だけではなく、地域や各種事業者など様々な組織や関係団体による協力が必要です。</p> <p>そのため、「NPO」や「ボランティア」、「サークル団体」など、地域住民が主体となった組織や団体の育成を積極的に行い、地域を舞台とした子育て支援を展開していきます。</p>	文化課 生涯学習課	継続

基本目標 2

子どもの人権、子どもの心に配慮した体制づくり

【現状と課題】

子どもの豊かな心をはぐくむためには、いじめや虐待などの人権侵害に対する地域全体での理解を深めるとともに、地域全体で子どもの心に配慮した体制作りを構築する必要があります。特に、被害を受けてしまった子どもへの精神的ケアが重要となります。同様に、虐待する親についても、虐待に至る心の問題を抱えているため、精神的な悩みを持つ親に対しては相談やカウンセリングなど心のケアをしていく必要があります。

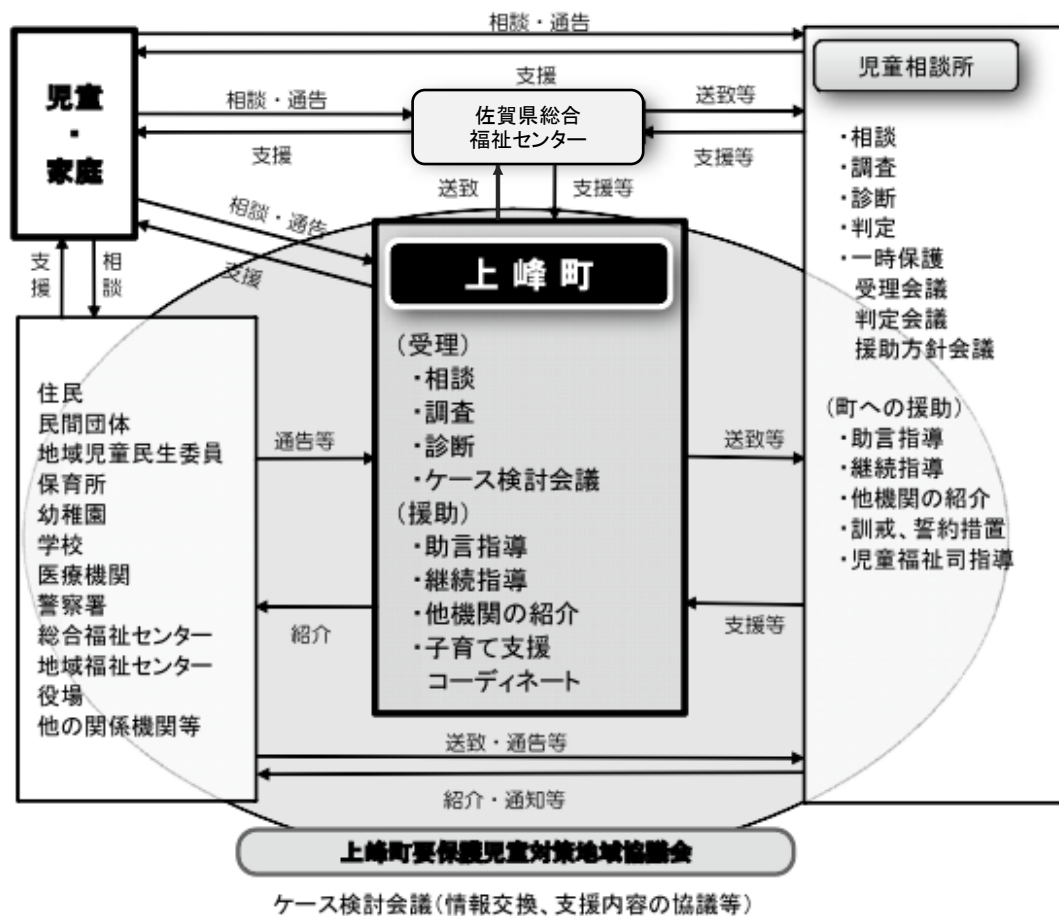
本町では「子どもの人権を守る」という視点を明確にし、虐待やいじめなど子どもの人権侵害の問題に対処するためのネットワークづくりを進めるなど、必要な支援に努めます。

【施策の方向性】

施策	内容と方向性	主な担当課	事業の方向性
①人権教育の推進	いじめや差別、虐待などの人権侵害に対する理解と防止に努め、児童・生徒の人権意識の高揚を図るため、人権教育を実施するとともに、教職員についても人権教育研修への積極的な参加を進めます。	教育課 生涯学習課	継続
②子どもの人権擁護に関連する条約・法律等の啓発	児童虐待など子どもの人権を脅かす問題の防止に向けて、「児童の権利に関する条約」や「児童虐待の防止に関する法律」等の子どもの人権擁護に関連する条約や法律等の啓発を進めます。 【具体的事業】	住民課 健康福祉課	継続
	・パンフレット等による子どもの人権擁護に関する法・制度の啓発	住民課	継続
③児童虐待の防止・早期発見に向けた対策の推進	児童虐待の早期発見・防止のために、児童民生委員会を中心に、総合福祉センターや警察署生活安全課など関係機関によるネットワークづくりを進め、情報の交換やケース検討会等を開催するとともに、虐待を受けている子どもや、虐待をしている親に対するケアの充実を図っていきます。 なお、本町では平成21年3月に「上峰町要保護児童対策地域協議会」を設置し、「実務者会議」、「ケース検討会議」が実施できる体制を確立しました。 【具体的事業】	住民課 健康福祉課	継続
	・育児支援家庭訪問事業による虐待の早期発見防止	健康福祉課	継続
	・関係機関による「児童虐待ケース検討会」の開催	住民課	継続
	・関係機関による要保護・支援者への訪問によるケアの充実	住民課 健康福祉課	継続

施策	内容と方向性	主な担当課	事業の方向性
④いじめ・引きこもりの児童に対する心のケアの推進	<p>学校等においていじめを受けたり、様々な要因で自宅に引きこもっている児童・生徒をサポートするために、訪問指導などを通じた復帰支援を行います。また、専門機関や関係団体などからなる「児童問題連絡会議」により、子育てを取り巻く諸問題に対して総合的に対応していきます。</p> <p>【具体的事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・問題を抱える児童・生徒への訪問指導の充実 	教育課	継続
⑤子育てに喜びを感じる家庭づくりの支援	<p>子育てに喜びを感じる家庭づくりの支援のためには、親自身が地域のおじいちゃん・おばあちゃんと積極的に交流し、また、講演会等への参加を通じて自分の子育てを客観的に見ることが大切です。それにより、地域住民ともども子育てに参加しながら、地域を子育ての舞台とし、子育てを通して親が学び、子育てに喜びを感じられるような家庭づくりを支援していきます。</p>	生涯学習課	継続

<相談・通告から支援に至るまでの流れ>



基本目標 3
親子ともに健やかな成長を目指した健康づくり
【現状と課題】

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、乳幼児健康診査等の「健診事業」、「訪問指導事業」、「保健指導事業」を推進することが必要です。また、最近の食習慣の乱れ等に対応した、乳幼児期からの正しい食事の摂り方のための「食育事業」、思春期における性や性感染症に対する正しい知識の普及を図ることも重要です。

そのため、母子のライフステージに沿った対策を充実するため、乳幼児を持つ保護者等に対しては、適切な情報提供や相談事業、健康診断の普及等を進め、安心して出産や育児ができる環境を推進し、思春期の子どもに対しては、保健・福祉事業の推進、性教育の充実などを進め、思春期の子ども達の心と身体の健康の確保に努めていきます。

【施策の方向性】

施策	内容と方向性	主な担当課	事業の方向性
①母子手帳の交付	妊娠を届け出た妊婦を対象に、妊娠中の健康維持、安全な出産、生まれた子どもの健康診査や予防接種などの指導や相談を行い、母子健康手帳を交付します。	健康福祉課	継続
②乳幼児健康診査事業の推進	乳幼児を対象に、疾病予防、及び先天性異常などの疾病や心身障害（運動機能・視聴覚・精神発達など）の早期発見、早期治療を図るため個別的に発育に応じた保健・保育指導を行い、乳幼児の健康状態を把握し、幼児の健康状態の向上を図ります。	健康福祉課	拡充
	【具体的事業】		
	・ 乳児健診の実施	健康福祉課	拡充
	・ 1歳6か月児健診の実施	健康福祉課	拡充
	・ 3歳児健診の実施	健康福祉課	拡充
	・ 各種予防接種の実施	健康福祉課	継続
③母子保健相談指導事業の推進	妊産婦、乳幼児の保健・栄養などの個々の問題に対する個別の指導や相談に応じるとともに、講習会や実習等による集団教育を行うことにより妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及を図り、同時に育児不安の解消や仲間づくりを目的として、各種の母子保健相談指導事業を推進します。	健康福祉課	拡充
	【具体的事業】		
	・ 2歳児相談の実施	健康福祉課	拡充
	・ 育児相談の実施	健康福祉課	新規

施 策	内容と方向性	主な担当課	事業の方向性
④妊産婦・新生児訪問指導事業の推進	<p>妊産婦については、身体的条件や生活環境など保健指導が必要である場合にその妊産婦の家庭を訪問し妊娠・出産・育児に必要な指導を行います。その際、妊娠・出産に支障を及ぼすおそれがある場合は医療機関に受診勧奨します。</p> <p>また、新生児については、新生児養育上に必要な事項を家庭訪問により指導し、発育・栄養・環境・疾病予防・育児不安の解消に役立つよう援助します。</p> <p>【具体的事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 低体重児訪問指導の充実 ・ 乳幼児訪問指導事業の充実 	健康福祉課	継続
⑤思春期保健対策事業・性教育の充実	<p>思春期における喫煙や飲酒、薬物使用の防止を啓発するとともに、性感染症や人工妊娠中絶など性行動の問題への正しい理解と啓発を図ります。</p> <p>【具体的事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 喫煙・飲酒・薬物使用の防止対策の充実 ・ 学校における性教育の充実 	教育課	継続
⑥食育の推進	<p>小さな頃から食に対する感受性を高めるため、野菜づくりや簡単な調理実習などの「食」の体験学習を行い、また、給食においても食の楽しさが実感できるような献立づくりを進めます。小学校においても「食」の体験学習や給食献立の工夫はもちろんのこと、栄養に対する考え方など学習を進め、効果の高い「食育」の展開を図ります。</p> <p>【具体的事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 栄養士等による巡回食育指導の実施 ・ 保護者を交えた「親子食育セミナー」の開催 	健康福祉課 教育課	継続

【現状と課題】

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期における教育、社会の中で主体的に生きていくための基礎学力を習得する学齢期における教育は、子どもの豊かな心の育成を図る上で極めて重要です。本町では、教育本来の目的である基本的な学力の向上に加えて、社会性の構築や人への思いやりの心を育てる心の教育、自ら考え創造できる人間の形成に向けた教育の展開を図ります。

また、児童生徒が抱える様々な問題に対応していくため、教育相談体制の充実、また、情報化や国際化等に通ずる人材の育成に向けた教育プログラムの充実を図っていきます。

【施策の方向性】

施策	内容と方向性	主な担当課	事業の方向性
① 幼児教育の充実	幼児期における教育は人間形成の基礎にあたる部分であるとの認識のもと、情操豊かな人間性、知性などを育てていくため、家庭と保育所、幼稚園など関係機関との連携を強化し、子育ての学習機会の充実、相談事業の充実など環境の整備に努めます。	教育課 住民課	継続
② 基本・基礎学力の定着	「確かな学力」と「生きる力」の確立のためには、基礎を大切にされた着実な学力の積み重ねが必要であるため、取りこぼしのない教育プログラム、反復学習をおろそかにしない教育指導を徹底し、基本・基礎学力の定着に努めます。	教育課	継続
③ 教育相談体制の充実	<p>学業や学校生活など児童・生徒を取り巻く様々な問題について、保護者からの相談に対応します。また、児童・生徒が抱える心の問題に対して、早い段階から対応・支援を行うために、スクールカウンセラー等を必要に応じて派遣を要請し、様々な問題について専門的な立場から相談に応じます。</p> <p>【具体的事業】</p>	教育課	継続
	・ スクールカウンセラー活用事業の充実	教育課	継続
	・ スクールソーシャルワーカー活用事業の充実	教育課	継続

施策	内容と方向性	主な担当課	事業の方向性
④国際・情報・福祉教育の充実	<p>急速に発展する国際的理解を深めるために、英語指導助手（ALT）による外国語教育やホームステイの受け入れ等による国際交流を推進します。同様に、情報化への対応としては、校内LANなどIT環境の整備及びパソコンの技術習得を進めるとともに、得られる情報を自ら判断し選別できる能力（情報リテラシー）の向上に努めます。また、少子高齢社会における人材の育成、他人への思いやりの心を育むため、高齢者や障害者等との交流やボランティアなどの体験活動を取り入れた福祉教育を推進します。</p> <p>【具体的事業】</p>	教育課 企画課	継続
	・ 英語指導助手（ALT）の活用	教育課	継続
	・ ホームステイの受け入れ等による国際交流事業の推進	企画課	継続
	・ IT環境の整備	企画課	継続
	・ 情報リテラシー向上に聞けた情報教育の推進	教育課	継続
	・ 福祉体験学習の促進	教育課	継続
⑤地域及び地域人材の活用による生涯学習の充実	<p>地域の人に密着した学習の充実を図るため、学校週5日制への対応や、地域とふれあう豊かな感性をもつ子どもの育成に努めます。</p> <p>具体的には、「放課後子どもプラン推進事業」のプログラムを中心に、野外活動（キャンプ等）などの体験学習、スポーツや文化活動を通して、地域住民との交流を行っていきます。</p> <p>また、「米多浮立」をはじめ、地域固有の文化やそれを継承している人材を活用して、世代間の交流を行っていきます。</p> <p>【具体的事業】</p>	生涯学習課 文化課	継続
	・ 放課後子ども教室（子どもの広場）	生涯学習課	継続
	・ 放課後子どもプラン推進事業	生涯学習課	新規
	・ 地域文化及び地域人材の活用	生涯学習課	継続
	・ 体験学習・文化活動等の充実	生涯学習課	継続
	・ 子ども米多浮立	文化課	継続

基本目標 5

ゆとりある子育てができる生活環境づくり

【現状と課題】

子どもや子育て中の保護者が快適に生活するためには、安全に移動し、快適に生活できる環境が不可欠であるため、今後、地域で子どもを守るという視点から、バリアフリー化などハード面での子どもの安全確保はもとより、地域住民が一体となって、防犯や安全対策を推進していきます。

また、若い家族が子育てしやすく快適に生活するには、住環境の要素は重要です。本町は利便性の高い立地にある上に、基盤整備が進み、比較的ゆとりある住環境が形成されているという長所を生かし、さらなる良好な住まいづくりを進めていきます。

【施策の方向性】

施策	内容と方向性	主な担当課	事業の方向性
① 公共施設・交通機関のバリアフリー化の推進	未舗装の道路の整備、歩道幅員の拡幅、道路段差の解消などベビーカーや車いすでの移動に配慮した生活道路のバリアフリー化を進めるとともに、民間施設や公共交通機関等に対するバリアフリーへの理解と啓発を進めていきます。	建設課	継続
② 交通事故防止・安全対策の推進	警察や交通安全協会等と連携し、保育所や幼稚園、小学校での交通安全教室、PTA、自治会等による安全登校指導などにより、交通安全に対する教育・啓発を行っています。	総務課	継続
	【具体的事業】 ・交通安全教育の推進	総務課	継続
③ 地域における防犯事業の推進	近年、多発している子どもを取り巻く犯罪防止のために、犯罪等に関する情報提供、ボランティアによる防犯活動強化など、地域に根付いた防犯事業を展開します。	総務課 生涯学習課	継続
	【具体的事業】 ・地域防犯体制の強化	総務課	継続
	・地域のおじちゃん・おばちゃん推進運動の普及	生涯学習課	継続
④ 通学福祉パス「のらんかい」の利用促進	本町では現在、通学福祉パス「のらんかい」を運行しており、生徒・児童の安全な通学、送り迎えを要する保護者への負担軽減、さらに高齢者の日常の移動等に関して一定の成果をあげています。 今後も利用者のニーズにあわせて、ルートやダイヤの見直しなど改善を図っていきます。	健康福祉課	継続
⑤ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	今日、生活の身近なところに子どもにとって有害なものや情報、メディアが氾濫しており、今後は青少年のメディア・リテラシーの向上など、地域と家庭、学校などが一体となって、子どもを取り巻く環境の改善を図っていきます。	教育課	継続
	【具体的事業】 ・青少年メディア・リテラシーの向上	教育課	継続

施 策	内容と方向性	主な担当課	事業の方向性
⑥良好なファミリー住宅の供給支援	<p>子育て家庭が育児を含めたゆとりある生活を送るために、子育て世帯に配慮した経済的で、子どもにやさしい住宅・住環境の提供に努めます。その際、町営住宅における子育て家庭への配慮を進めます。</p> <p>【具体的事業】</p>	建設課	継続
	<ul style="list-style-type: none"> ・町営住宅における子育て家庭への配慮 	建設課	継続

基本目標 6

仕事と子育ての両立を支援する生き方づくり

【現状と課題】

仕事と子育ての両立を支援するためには、喜びや楽しみを持って子育てができるように、働き方の見直しによる「ワーク・ライフ・バランス」の視点が不可欠です。特に、「ワーク・ライフ・バランス」の実現には、男性の育児参加を促進することが重要です。

本町においては、保育サービスの充実に努める一方、民間の企業に対しては子育てに対する理解や就労条件の改善への啓発に努めていきます。また、近年はフリーターなど不安的な雇用形態が増加し、また、子育てが一段落した家庭では再び働きに行くことを求めるケースが多いため、職業訓練や就労に対する意識啓発に努めていきます。

さらに、夫婦が役割を固定せず協力し合いながら子育てをすることにおいては、男女共同参画の視点が不可欠であり、本町においても男女共同参画社会をベースとした施策の展開を行っていきます。

【施策の方向性】

施 策	内容と方向性	主な担当課	事業の方向性
①男性を含めた育児休業制度の普及・啓発	国の介護・育児休業法（1999年）により、育児休業の取得が奨励される中、特に男性においては女性と較べるとまだまだ取得が進んでいません。今後は、男性を含めた育児休業の取得について、企業等に積極的に普及・啓発していきます。	総務課	継続
②労働条件・労働環境の向上に対する法・制度の周知・啓発	子育てしやすい環境をつくるために、企業の雇用主等に対して、「育児・介護休業法」、「労働基準法」、「男女雇用機会均等法」など各種法制度の理解を啓発していきます。	総務課	継続
③男女共同参画社会の推進	平成23年度に策定した「上峰町男女共同参画及びDV被害者支援基本計画」に基づき、「男は仕事、女は家庭」という固定的な役割意識を払拭し、夫婦が協力し合いながら子育てができる環境をつくるため、男女共同参画の理念に基づいた施策を展開していきます。 具体的には、男女共同参画に関する「セミナー」、「イベントの開催」をはじめ、「男性の家事・育児参加を促すための各種講座」等を開催します。	総務課	継続
	【具体的事業】 ・男女共同参画に関するセミナー、イベントの開催	総務課	継続
④多様な勤務形態など「働き方の見直し」の推進	働く男女一人ひとりが職業生活と家庭生活の両立を図ることができるよう、「フレックスタイム」や「在宅勤務」など、子育てにかかる時間を柔軟にとれる勤務形態の採用を公共職業安定所や関係機関等に働きかけ、自らの「働き方」の見直しに向けた意識啓発を行います。	総務課	継続

施 策	内容と方向性	主な担当課	事業の 方向性
⑤子育てのための 経済的支援の充 実	<p>子育て家庭の中には、子育ての経済的負担により家計が圧迫されている家庭も少なくないため、保護者の自立を阻害することがないような形で、経済的負担の軽減を進めます。</p> <p>【具体的事業】</p>	住民課	拡充
	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども医療費助成事業 	住民課	拡充

基本目標 7

多様なニーズに対応できるきめ細かな仕組みづくり

【現状と課題】

近年、離婚件数の増加などに伴い「ひとり親家庭」が増加しており、本町においても同様の傾向がみられます。また、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）等、発達障害を含む障害のある児童・生徒も少なくありません。

一般的に母子家庭の収入は全体の平均収入を大きく下回っており、日常生活や就業における支援が求められています。また、ノーマライゼーションの理念により、障害のある児童・生徒に対しては、障害者と同等に住み慣れた地域で安心して生活を営めるような支援と環境づくりが必要です。

本町では、多様な家族形態への子育て支援として、各々のニーズにあわせて、福祉、保健、医療、教育、就労等の総合的な支援体制づくりを進めていきます。

【施策の方向性】

施策	内容と方向性	主な担当課	事業の方向性
①ひとり親家庭への自立支援の推進	ひとり親家庭では、仕事と子育ての二重の役割を担うことになり、経済的にも親の責任を果たすことにおいても困難が付きまといまいます。それゆえ、安心して生活できるよう、個々の家庭状況に応じた自立支援のために必要な助言指導等を行い、子育ての悩み相談等を実施していきます。	住民課 健康福祉課 生涯学習課	継続
	【具体的事業】		
	・ 児童扶養手当の支給	住民課	継続
	・ ひとり親家庭等医療費の助成	住民課	継続
	・ 母子（寡婦）福祉資金貸付	住民課	継続
	・ ひとり親家庭の交流の場づくり	健康福祉課 生涯学習課	継続
・ 母子相談員や民生児童委員等による相談支援体制の充実	健康福祉課	継続	

施 策	内容と方向性	主な担当課	事業の方向性
②障害児施策の 充実	<p>障害がある子どもとその家庭に対しては、一人ひとりの障害の状況に応じた支援が必要であり、リハビリテーションや成長過程に応じた教育・訓練指導など障害者福祉サービスの充実及び各種の助成制度の充実を図ります。また、近年はLD（学習障害）やADHD（注意欠陥多動性障害）など、従来の障害者施策では対応が遅れている児童・生徒に対しては、「療育支援」の考えのもと、早期から一人ひとりの特性にあった教育・指導を実施していきます。</p> <p>【具体的事業】</p>	健康福祉課 教育課	継続
	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳・療育手帳の交付 	健康福祉課	継続
	<ul style="list-style-type: none"> ・特別児童手当、障害児福祉手当など各種手当への支給 	健康福祉課	継続
	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活用具の給付・貸与 	健康福祉課	継続
	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームヘルパーの派遣等の居宅生活支援 	健康福祉課	継続
	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児の更生施設等の訓練支援 	健康福祉課	継続
	<ul style="list-style-type: none"> ・LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）、高機能自閉症等の児童・生徒に対する教育支援体制の整備 	教育課	継続

第4章 事業計画

第4章 事業計画

1. 教育・保育提供区域の設定

(1) 教育・保育提供区域とは

教育・保育提供区域とは、子ども・子育て支援法第61条第2項に基づき、地域の実情に応じて、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定する区域です。子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策等を記載することとなっています。

(2) 本町の区域設定の考え方

本町の教育・保育提供区域の設定にあたっては、区域内の量の調整に柔軟に対応できることや、利用者の細かなニーズ（勤務状況に合わせた保育園利用、教育・保育の特性を踏まえた選択肢）に柔軟に対応できることなどのメリットから、町全域を1つの区域として、量の見込みと確保方策等を定めます。

そのほかの事業についても、町全体を1つの区域として設定し、各事業の量の見込みと確保方策等を定めていきます。

■対象事業■

分類	事業名	事業内容	提供区域
教育・保育	教育・保育施設	幼稚園や保育所（園）、認定こども園など	町全域
	特定地域型保育事業	家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業で、いずれも2歳児までの少人数で保育する事業	
地域子ども・子育て支援事業	①利用者支援事業	子育て中の親子や妊婦及びその配偶者が身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業	町全域
	②地域子育て支援拠点事業 (地域子育て支援センター)	公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等を実施し、育児不安等を解消するための事業	
	③妊婦健康診査事業	赤ちゃんが順調に育っているか、母体に負担がかかっているか等を確認するため、公費負担により医療機関において定期的な健診を行う事業	
	④乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を、保健師・助産師・保育士・児童委員などが直接訪問し、育児に関する相談や子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、各家庭の養育環境等の把握を行う事業	
	⑤養育支援訪問事業	子育てに対する不安や孤立感を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭を訪問し、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決や軽減を図る事業	
	⑥子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ事業)	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な養育・保護を行う事業（短期入所生活援助事業、夜間養護等事業）	
	⑦子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て家庭を対象に、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との「相互援助活動」に関する連絡・調整を行う事業	
	⑧一時預かり事業	保育所を定期的に利用していない家庭において、一時的に家庭での保育が困難となった場合や、育児疲れによる保護者の心理的・身体的な負担を軽減する必要がある場合等に、保育所等で子どもを一時的に預かる事業	
	⑨時間外保育事業 (延長保育事業)	保護者の就労時間や通勤時間の確保のため、保育所における通常の開所時間を超えて、保育時間の延長を行う事業	
	⑩病児・病後児保育事業	児童が発熱等の急な病気となった場合、病院や保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を提供する事業	
	⑪放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業	

2. 幼児期の学校教育・保育に係る見込みと確保の方策

(1) 各年度における教育・保育の量の見込み

教育・保育の利用状況及びニーズ調査等により把握する利用希望を踏まえ、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに必要利用定員総数を定めます。

(2) 教育・保育の提供体制

- 保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から教育・保育を受けられるような提供体制の確保が必要であることから、保護者の就労状況及びその変化等のみならず、子どもの教育・保育施設の利用状況等に配慮しつつ、柔軟に子どもを受け入れるための体制確保、地域の教育・保育施設の活用等も勘案し、教育・保育の提供体制を定めます。
- 教育・保育の提供体制は、教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に係る教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めます。
- 満3歳未満の子どもについては、教育・保育の量の見込みで定めた保育利用率を踏まえ、各年度の量の見込みに対応する教育・保育施設及び特定地域型保育事業を整備することを目指し、各年度における提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めます。

認定区分		利用先
1号認定	・満3歳以上で教育を希望している子ども	幼稚園 認定こども園
2号認定	・満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当するが幼稚園等の利用希望が強い子ども	
	・満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望している子ども	保育所 認定こども園
3号認定	・満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望している子ども	保育所 認定こども園 地域型保育

※平成 26 年度の実績

	H26 年度			
	1号認定	2号認定	3号認定	
			0歳	1～2歳
平成 26 年度実績	151 人	126 人	24 人	62 人

※平成 26 年 10 月 1 日現在

(3) 教育・保育施設の量の見込みと確保方策

教育・保育の利用状況及びニーズ調査等により把握する利用希望を踏まえ、認定区分ごとに必要利用定員総数を決めました。

- 教育・保育施設の見込み量は、各年度とも現利用者の3割以上を占め、本町にある教育・保育施設（自町所在施設等）と他市町にある教育・保育施設（他市町所在施設等）で調整しましたが、数名の過不足が発生しています。
- 平成 29 年度には本町に新規の教育・保育施設（自町所在施設等）が開設予定であり、過不足は発生していません。

■教育・保育施設の量の見込みと確保方策■

		H27 年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			学校教育の希望が強い	保育所等	0歳	1～2歳
量の見込	自町在住児	223 人	151 人	21 人	128 人	
	他市町在住児	208 人	144 人	16 人	120 人	
	合計(①)	15 人	7 人	5 人	8 人	
確保方策	自町所在施設等	225 人	143 人	13 人	120 人	
	他市町所在施設等	200 人	120 人	8 人	100 人	
	合計(②)	25 人	23 人	5 人	20 人	
差異(②-①)		2 人	▲8 人	▲8 人	▲8 人	

		H28 年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			学校教育の希望が強い	保育所等	0歳	1～2歳
量の見込	自町在住児	218 人	147 人	21 人	136 人	
	他市町在住児	203 人	140 人	16 人	128 人	
	合計(①)	15 人	7 人	5 人	8 人	
確保方策	自町所在施設等	225 人	143 人	13 人	120 人	
	他市町所在施設等	200 人	120 人	8 人	100 人	
	合計(②)	25 人	23 人	5 人	20 人	
差異(②-①)		7 人	▲4 人	▲8 人	▲16 人	

		H29 年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			学校教育の 希望が強い	保育所等	0歳	1~2歳
量 の 見 込	自町在住児	223 人	151 人	21 人	128 人	
	他市町在住児	208 人	144 人	16 人	120 人	
	合計(①)	15 人	7 人	5 人	8 人	
確 保 方 策	自町所在施設等	225 人	159 人	26 人	133 人	
	他市町所在施設等	200 人	136 人	21 人	113 人	
	合計(②)	25 人	23 人	5 人	20 人	
差異(②-①)		2 人	8 人	5 人	5 人	

		H30 年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			学校教育の 希望が強い	保育所等	0歳	1~2歳
量 の 見 込	自町在住児	217 人	147 人	21 人	136 人	
	他市町在住児	202 人	140 人	16 人	128 人	
	合計(①)	15 人	7 人	5 人	8 人	
確 保 方 策	自町所在施設等	225 人	159 人	26 人	140 人	
	他市町所在施設等	200 人	136 人	21 人	120 人	
	合計(②)	25 人	23 人	5 人	20 人	
差異(②-①)		8 人	12 人	5 人	4 人	

		H31 年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			学校教育の 希望が強い	保育所等	0歳	1~2歳
量 の 見 込	自町在住児	220 人	149 人	21 人	136 人	
	他市町在住児	205 人	142 人	16 人	128 人	
	合計(①)	15 人	7 人	5 人	8 人	
確 保 方 策	自町所在施設等	225 人	159 人	26 人	140 人	
	他市町所在施設等	200 人	136 人	21 人	120 人	
	合計(②)	25 人	23 人	5 人	20 人	
差異(②-①)		5 人	10 人	5 人	4 人	

3. 地域子ども・子育て支援事業の見込みと確保の方策

国の基本指針等を踏まえ、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、地域子ども・子育て支援事業による確保の内容及び実施時期を設定します。

計画期間における量の見込み、確保の方策及び実施時期は以下のとおりとします。

(1) 利用者支援事業（新規）

当事業は平成27年度からの新規事業です。役場の窓口で支援にあたる職員を配置し、認定や入所相談、様々な事業等の利用調整が行える体制としていきます。

【量の見込みと確保の内容】

単位：施設数

	H26年度 実績見込み	実施時期				
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①量の見込み	0か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②確保の内容		0か所	1か所	1か所	1か所	1か所
差異(②-①)		▲1	0	0	0	0

(2) 地域子育て支援拠点事業

本町において当事業は実施していませんが、保護者の利用ニーズが高くみられるため、平成28年度より事業を実施予定です。事業の実施にあたっては、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助についての実施内容について周知し、利用しやすい運営に努めます。

【量の見込みと確保の内容】

単位：月間延べ回数、施設数

	H26年度 実績見込み	実施時期				
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①量の見込み	実施なし	819人回 (1か所)	800人回 (1か所)	856人回 (1か所)	861人回 (1か所)	874人回 (1か所)
②確保の内容		0か所	1か所	1か所	1か所	1か所
地域子育て 支援拠点事業		0か所	1か所	1か所	1か所	1か所
その他		—	—	—	—	—
差異(②-①)		▲819	0	0	0	0

(3) 妊婦健康診査

本町では、今後も現状に引き続き事業を実施していきます。現在、町内の検診機関は少ないものの、佐賀県・福岡県・長崎県の医療機関でも健診は可能であり、情報の周知によりさらなる受診を促進します。

【量の見込みと確保の内容】

単位：年間延べ回数

	H26 年度 実績見込み	実施時期				
		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①量の見込み	1,300 人回	1,250 人回	1,350 人回	1,250 人回	1,350 人回	1,250 人回
②確保の内容		1,250 人回	1,350 人回	1,250 人回	1,350 人回	1,250 人回
差異(②-①)		0	0	0	0	0

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

本町では、今後も現状に引き続き事業を実施していきます。特に育児不安や不適切な養育などの問題を発見し、継続した支援につながるよう、さらなる状況把握等の実施に努めます。

【量の見込みと確保の内容】

単位：年間実人数

	H25 年度 実績	実施時期				
		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①量の見込み	86 人	100 人	100 人	100 人	100 人	100 人
②確保の内容		100 人	100 人	100 人	100 人	100 人
差異(②-①)		0	0	0	0	0

(5) 養育支援訪問事業

本町では、今後も現状に引き続き事業を実施し、ネグレクトのおそれのある家庭等を対象に、養育者の育児不安を軽減するため、家庭訪問を行うことで児童虐待の未然防止につながるなどの支援を行います。また、さらなる職員の相談技術の向上に努めます。

【量の見込みと確保の内容】

単位：年間実人数

	H25 年度 実績	実施時期				
		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①量の見込み	16 人	10 人	10 人	10 人	10 人	10 人
②確保の内容		10 人	10 人	10 人	10 人	10 人
差異(②-①)		0	0	0	0	0

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

本町では当事業は実施しておらず、ニーズ調査でも保護者の利用希望がみられませんでした。事業計画期間における当事業の実施は見込んでいませんが、今後もニーズの把握に努めます。

【量の見込みと確保の内容】

単位：年間延べ利用人数

	H25 年度 実績	実施時期				
		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①量の見込み	実施なし	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
②確保の内容		※検討事業				

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

本町では当事業は実施しておらず、ニーズ調査でも保護者の利用希望がわずかしかみられませんでした。事業計画期間における当事業の実施は見込んでいませんが、今後もニーズの把握に努めます。

【量の見込みと確保の内容】

単位：年間延べ利用人数

	H25 年度 実績	実施時期				
		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①量の見込み	実施なし	12 人日	12 人日	12 人日	12 人日	12 人日
②確保の内容		※検討事業				

(8) 一時預かり事業

保護者の利用希望に沿った、身近な地域でのサービスが受けられるように、適正な支援に努めていきます。また、必要な保護者が利用できるように情報の提供に努め、制度の普及を図りながら実施を継続していきます。

①幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

町内にある上峰幼稚園で引き続き実施し、量の見込みに対応します。

【量の見込みと確保の内容】

単位：年間延べ利用人数

		H25 年度 実績	実施時期				
			H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①量の見込み	1号認定	7,495 人日	328 人日	343 人日	347 人日	346 人日	340 人日
	2号認定		6,957 人日	7,262 人日	7,346 人日	7,327 人日	7,199 人日
	計		7,285 人日	7,605 人日	7,693 人日	7,673 人日	7,539 人日
②確保の内容			7,285 人日	7,605 人日	7,693 人日	7,673 人日	7,539 人日
差異(②-①)			0	0	0	0	0

②一時預かり事業（在園児対象型を除く）、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）

本町において当事業は実施していません。本町にある認可保育所2園と新規に開設予定の1園と協議し、平成29年度より実施を検討します。

【量の見込みと確保の内容】

単位：年間延べ利用人数

		H25 年度 実績	実施時期				
			H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①量の見込み		実施なし	2,600 人日	2,640 人日	2,652 人日	2,632 人日	2,666 人日
②確保の内容			0 人日	0 人日	2,652 人日	2,632 人日	2,666 人日
差異(②-①)			▲2,600	▲2,640	0	0	0

(9) 延長保育事業

町内にある保育所2か所（「ひかり保育園」、「ひよこ保育園かみみね」）で引き続き実施し、量の見込みに対応します。また、保護者の利用希望に沿った時間での延長保育事業を身近な地域で提供できるように必要な職員確保を図り、今後も適正な実施体制の確保に努めます。

【量の見込みと確保の内容】

単位：年間実人数

	H25 年度 実績	実施時期				
		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①量の見込み	66 人	107 人	107 人	108 人	106 人	108 人
②確保の内容		107 人	107 人	108 人	106 人	108 人
差異(②-①)		0	0	0	0	0

(10) 病児保育事業

現在、本町において当事業は実施していません。新規に開設予定の1園と協議し、平成29年度より実施を検討します。

【量の見込みと確保の内容】

単位：年間延べ利用人数

	H25 年度 実績	実施時期				
		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①量の見込み	実施なし	80 人日	80 人日	80 人日	80 人日	80 人日
②確保の内容		0 人日	0 人日	80 人日	80 人日	80 人日
差異(②-①)		▲80	▲80	0	0	0

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

本町では「椿クラス」（1～3年生中心）、「サルビアクラス」（4～6年生中心）で引き続き事業を実施していきます。また、この2クラスとは別に量の見込みに対応するために1クラス編成することを予定しています。今後もニーズに対応し安全面を確保した適正なクラブ運営を図るため、運営体制の改善に努めます。

【量の見込みと確保の内容】

単位：年間実人数

		H25 年度実績		実施時期				
		実人員	施設数	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①量の見込み	低学年	71 人	2 か所	93 人	98 人	95 人	102 人	99 人
	高学年			37 人	36 人	36 人	36 人	37 人
	計			130 人	134 人	131 人	138 人	136 人
②確保の内容				130 人	134 人	131 人	138 人	136 人
差異(②-①)				0	0	0	0	0

◎放課後子ども教室

本町では、放課後子ども教室として放課後や週末等に「こどもの広場」を開催し、地域の方々の参画を得ながら子どもたちに勉強やスポーツ・文化活動を行い、子どもたちが安全・安心な活動ができるような環境づくりを推進しています。

また、放課後児童クラブと放課後子ども教室との連携による取り組みを行い、全ての子どもが一緒に活動ができるプログラム等の充実を図り、一体的な実施を目指します。

【量の見込みと確保の内容】

単位：実施校区数

	H25 年度 実績	実施時期				
		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
放課後子ども教室	1 校区	1 校区	1 校区	1 校区	1 校区	1 校区
一体型	-	-	-	-	1 校区	1 校区

4. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供、推進体制の確保

教育・保育の一体的な提供の推進においては、単に幼稚園・保育園の施設的な統廃合や保護者の就労支援の観点のみならず、教育・保育的な観点、子どもの育ちの観点を大切に考え、子どもが健やかに育成されるよう教育・保育機能の充実（ソフト的整備）と施設整備（ハード的整備）を一体的にとらえた環境の整備が重要です。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、教育・保育の一体的な運営の推進を図ります。

第5章 計画の達成状況の点検及び評価

第5章 計画の達成状況の点検及び評価

1. 推進体制

計画の推進にあたっては、保育・教育事業に対する市民のニーズに応じていくため、必要なサービスの量の確保と質の向上の実現を目指していきます。また、社会情勢の変化や子育てに関する新たな課題についても、本計画に位置付け、積極的に取り組んでいきます。

2. 計画の進捗管理

取組の点検・評価を行うため、利用者の視点に立った指標を設定し、施策の改善につなげていきます。また、個別事業の進捗状況（アウトプット）に加え、計画全体の成果（アウトカム）についても評価を行います。

資料編

○上峰町子ども・子育て会議条例

(平成 25 年 9 月 18 日条例第 15 号)

(設置)

第 1 条 本町に、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項に規定する合議制の機関として、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、上峰町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するとともに、町が実施する児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)その他の子どもに関する法律による施策について、町長の諮問に応じて調査審議する。

(組織及び任期)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 17 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体から推薦を受けた者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子どもの保護者
- (5) 公募による者
- (6) その他町長が必要と認める者

3 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げないものとする。

4 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議において、会長が必要と認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求め、意見若しくは説明を求めること又は資料の提出を求めることができる。

(報酬及び費用弁償)

第 6 条 委員の報酬及び費用弁償については、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 32 年条例第 94 号)の定めるところにより支給する。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、住民課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後、最初に委嘱され、又は任命された委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

【上峰町子ども・子育て会議委員名簿】

		役職名等	氏 名	備 考
1	学識経験者	上峰町教育委員会 教育長	◎ 矢動丸 壽之	任期：平成25年10月1日～ 平成27年3月31日
2	関係団体から 推薦を受けた者	主任児童委員	碓 三佐子	任期：平成25年10月1日～ 平成27年3月31日
3		上峰町母子保健推進員	窪山 さおり	任期：平成25年10月1日～ 平成27年3月31日
4	子ども・子育て 支援に関する事 業に従事する者	上峰幼稚園園長	○ 古賀 篤子	任期：平成25年10月1日～ 平成27年3月31日
5		ひかり保育園園長	牛島 伸一	任期：平成25年10月1日～ 平成27年3月31日
6		ひよ子保育園 かみみね園長	大野 千布美	任期：平成25年10月1日～ 平成27年3月31日
7		愛の子保育園園長	岡 孝二	任期：平成25年10月1日～ 平成27年3月31日
8	子どもの保護者	上峰小学校PTA代表	矢動丸 栄二	任期：平成25年10月1日～ 平成27年3月31日
9		上峰小学校PTA代表	松尾 智子	任期：平成25年10月1日～ 平成27年3月31日
10		上峰小学校PTA代表	石松 美雪	任期：平成25年10月1日～ 平成27年3月31日
11		おもちゃ図書館会長	原 槇 千枝子	任期：平成25年10月1日～ 平成27年3月31日
12		人形劇団 いちごじゃむ代表	南嶋 良子	任期：平成25年10月1日～ 平成27年3月31日
13		上峰小学校読み聞かせ ボランティア代表	松浦 満寿美	任期：平成25年10月1日～ 平成27年3月31日
14	公募による者	公募委員	藤吉 嘉明	任期：平成25年10月1日～ 平成27年3月31日
15	その他町長が 必要と認める者	労働者代表	松田 恵子	任期：平成26年10月1日～ 平成28年9月30日

◎:会長

○:副会長

上峰町子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年 3 月発行

発行 上峰町役場 住民課

〒849-0123 佐賀県三養基郡上峰町大字坊所 383 番地 1

TEL : 0952-52-2181 FAX : 0952-52-4935

URL : <http://www.town.kamimine.lg.jp/>